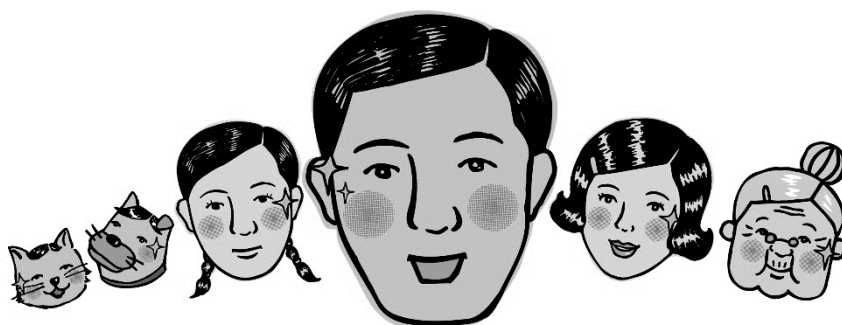


仙台市一般廃棄物処理基本計画

中間案（案）



- ◇ 本文中、下線（波線）は、令和2年度第1回廃棄物対策審議会におけるご意見を反映した箇所を示します。（本日資料1を参照）
- ◇ 下線（点線）は、前回審議会「資料3-基本方針と施策について（案）」の記載内容の修正または追記した箇所を示します。

目次

第1章 基本事項

1	計画の位置づけ	1
2	計画期間	3
3	改定の趣旨	3
4	計画推進の主体	5
5	計画の進行管理と施策の推進	6

第2章 ごみ処理基本計画

第1節	現行計画の総括と今後の課題	7
1	現行計画の総括	7
2	将来ごみ量の見通し	18
3	廃棄物処理に関する動向と今後の課題	21
第2節	次期計画の基本目標・施策の体系	23
1	基本的な考え方と方向性	23
2	基本目標	23
3	基本方針と施策の体系	25

附属資料

○	ごみ処理体制	39
○	ごみ処理関連施設一覧	44
○	ごみ処理の流れ	46

第1章

基本事項

1 計画の位置づけ

(1) 本市における計画の体系

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、本市の一般廃棄物の処理に係る基本的な考え方や方向性について定めるものです。

また、仙台市基本計画及び杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）を上位計画とし、杜の都環境プランの分野別計画として策定します。

なお、食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）により策定が努力義務とされている「食品ロス削減推進計画¹」については、廃棄物分野における食品ロス削減推進の取り組みとして本計画に内包することとします。

このほか、市町村が策定することとされている非常災害発生時に備えた計画²については、本計画への施策の記載のほかに別途「仙台市災害廃棄物処理計画」を定めています。

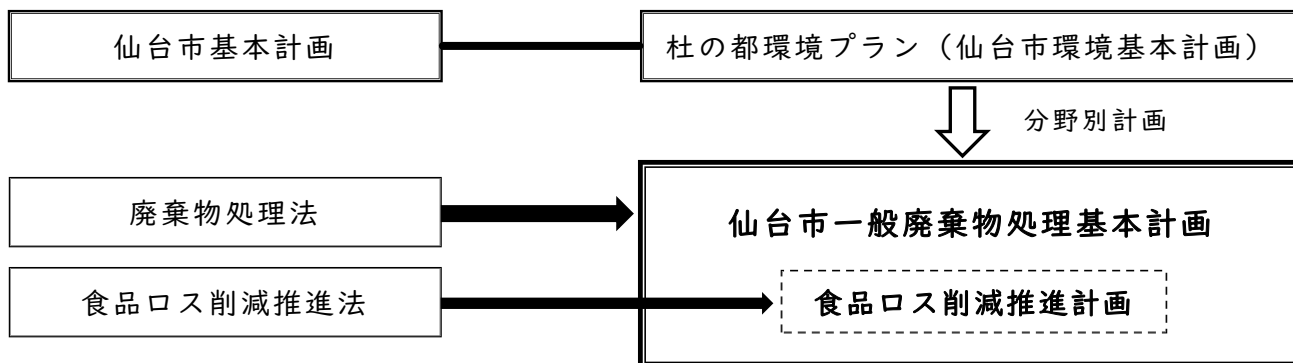


図1 本市における計画の体系

¹ 食品ロス削減推進法第13条第1項の規定に基づく市町村食品ロス削減推進計画のこと。

² 「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成28年（2016年）1月21日環境省告示）において、市町村は非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定するとともに、非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものと規定。

(2) 循環型社会形成のための法体系

ごみや資源物の処理に関しては、廃棄物処理法のほか、様々な法律が整備されています。環境基本法に基づく環境基本計画、循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会形成推進基本計画、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設整備計画などが順次策定されるとともに、個別リサイクル法が施行されています。

このほか、食品廃棄物等の利活用や食品ロスの削減に向け、令和元年（2019年）には、食品ロス削減推進法が新たに施行されています。

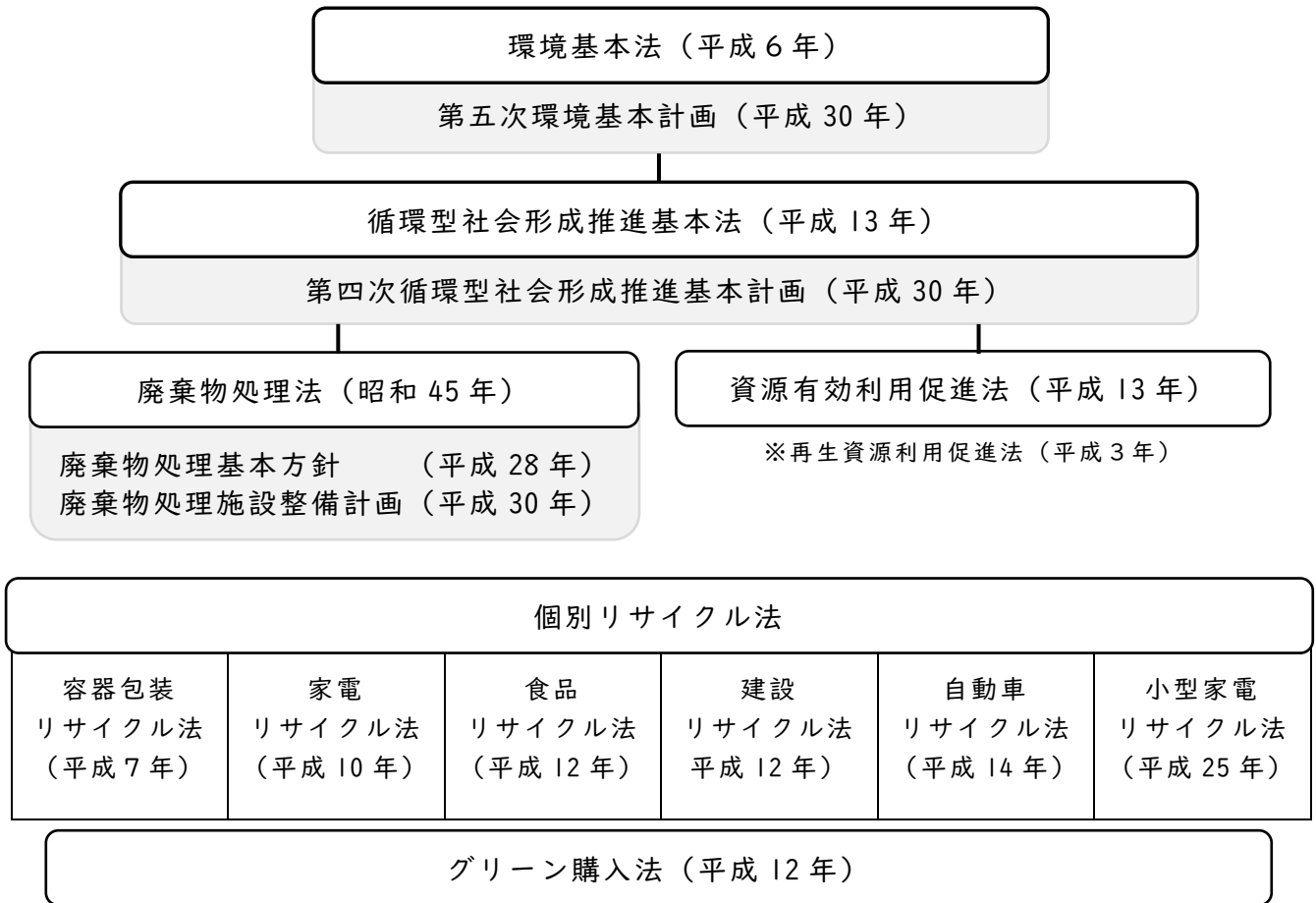


図2 循環型社会形成のための法体系

2 計画期間

本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間とします。

なお、社会情勢の変動などで当初計画の想定に乖離が生じた場合を考慮し、5年目となる令和7年度（2025年度）に中間見直しを行います。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和7年度	令和12年度
		← 計画期間 →		
		← 中間見直し →		
諮問・審議・意見募集・答申		1年	5年	10年
目標基準年度	改定年度	計画初年度	中間目標年度	最終目標年度

図3 計画期間と目標年度

3 改定の趣旨

(1) 仙台市一般廃棄物処理基本計画に基づくこれまでの取り組み

仙台市一般廃棄物処理基本計画は、市内において各家庭から排出される「生活ごみ」や、事業活動に伴い排出される産業廃棄物以外の「事業ごみ」について処理の基本的な考え方や方向性を定めるもので、今後10年間におけるごみ減量・リサイクルの推進に関する取り組みやごみ処理体制の指針となるものです。

本市ではこの計画のもと、市民・事業者・市の協働により、ごみ減量・リサイクルを進めてきた点が特色であり、これまでも「ワケルくん」をキャラクターとした「100万人のごみ減量大作戦キャンペーン」によるごみの分別徹底や、家庭ごみ等の受益者負担制度（有料化）の導入など、様々な施策を実施してきました。

現行計画期間中は、平成23年（2011年）3月に実施した計画改定の直後に東日本大震災が発災し、膨大な量の震災廃棄物等の処理に直面することとなりました。

また、震災の影響によりごみ排出量が増加し、高止まりの状況が続いたことから、平成28年（2016年）3月には計画の中間見直しを行い、「WAKE UP（ワケアップ）！ 仙台」をキャッチコピーとした全市的なごみ減量キャンペーンを展開するとともに、平成30年（2018年）4月から事業ごみ等処理手数料の改定などを実施した結果、人口が微増傾向にある中で、ごみの排出量を震災前の水準にまで減量することができました。

(2) 社会状況の変化と持続可能な社会に向けた動向

本市においても少子高齢化や今後の人口減少社会の到来、これらに伴う経済規模の縮小やグローバル化の進展など、社会を取り巻く状況の大きな変化に直面しつつあります。

現行計画期間中には、平成 23 年（2011 年）に発災した東日本大震災をはじめとする地震や台風等の自然災害や、令和 2 年（2020 年）に新型コロナウイルス感染症が世界的に大流行するなど、日常生活や経済活動に大きな影響を与える出来事が発生しました。

こうした状況下においても、安定的にごみ処理を行い、市民生活や事業活動を支えることが必要であることから、災害に強い処理体制の構築を進めるとともに、ごみ処理の継続実施に向け作業員の安全確保対策を進めるなど、事前の備えの重要性が増しています。

また、平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」を踏まえ、我が国でも令和元年（2019 年）に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、レジ袋の有料化をはじめとするプラスチックの排出抑制のほか、適正処理・リサイクルによる海洋汚染防止の取り組みが進められています。

さらに、食品ロス削減推進法に基づき、国民運動として食品ロスの削減に向けた取り組みが行われるなど、国を挙げて持続可能な社会づくりを進める機運が高まっており、これらの世界規模で深刻化している喫緊の課題にも適切に対応していく必要があります。

(3) 資源循環都市を目指して

このような状況の変化や動向を踏まえたうえで、本市が廃棄物の適正処理に努めながら、様々な課題や不測の事態にも柔軟かつ適切に対応できるよう、「仙台市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、一層のごみ減量・リサイクルを進めていきます。

計画の改定にあたっては、現行計画における基本目標の達成状況やこれまで実施・検討してきた施策の振り返りを行ったうえで、本市の強みである市民や事業者との協働による取り組みを進めることとし、今後の 10 年後、100 年後を見据え、“杜の都仙台”の豊かで美しい環境を次の世代へ引き継ぐため、資源が循環する持続可能なまちづくりに向け、効果的で実効性のある計画となるよう見直しを進めます。

4 計画推進の主体

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・市の協働により進めることとし、以下のとおりそれぞれの主体が責務と役割を担い連携して取り組みます。

◎市民の役割

排出者の責務	<ul style="list-style-type: none">○ ごみの発生抑制に努めた生活を心がけ、資源物の分別徹底など、ごみ減量・リサイクルの推進に取り組みます。○ 一人ひとりが市の排出ルールを遵守し、ごみ集積所の清潔保持に努めます。
地域コミュニティの充実	<ul style="list-style-type: none">○ 集団資源回収や地域清掃、地域ごみ出し支援活動など、地域に根ざした取り組みに協力します。

◎事業者の役割

排出事業者の責務	<ul style="list-style-type: none">○ ごみの排出から最終処分に至るまで責任を担うとともに、ごみの発生抑制につながる事業形態の構築に努めます。○ 資源物や産業廃棄物の分別徹底に努めた事業ごみの適正排出を推進します。
生産者責任等	<ul style="list-style-type: none">○ 環境負荷の低減に資する生産・流通・販売に努めるとともに、ごみの減量・リサイクルを推進します。

◎市の役割

排出者としての責務	<ul style="list-style-type: none">○ 「新・仙台市環境行動計画」の実践により、市民や事業者の模範となるべく、市職員一人ひとりが率先したごみ減量・リサイクルの推進に努めます。
計画・施策の実行	<ul style="list-style-type: none">○ 市民・事業者がごみ減量・リサイクルの推進に取り組みやすい仕組みを構築します。○ ごみの排出ルールや新たな資源化の取り組みについて普及啓発に努めます。○ 社会状況等の変化を注視し、柔軟かつ迅速に対応します。
安定的な処理体制の確保	<ul style="list-style-type: none">○ 安定的な収集体制を維持し、環境負荷の低減に配慮した施設の維持・更新を行います。○ 大規模災害の影響を考慮した施設のあり方や広域的な処理等の方向性について検討を進めます。○ 感染症の蔓延時においても委託業者や許可業者と連携し、ごみ処理の継続を図ります。

5 計画の進行管理と施策の推進

本計画の基本目標の達成状況や重点的な取り組みの実施状況等について、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。

進行管理にあたっては、仙台市廃棄物対策審議会への報告と審議等を行い、市ホームページや「市政だより」等で公表します。これにより、基本目標の達成状況などの共有を図り、必要な対応策等については、毎年度策定する「仙台市一般廃棄物処理実施計画」の施策に反映し、推進します。

また、国の制度や社会経済情勢など、本計画の推進にあたり大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

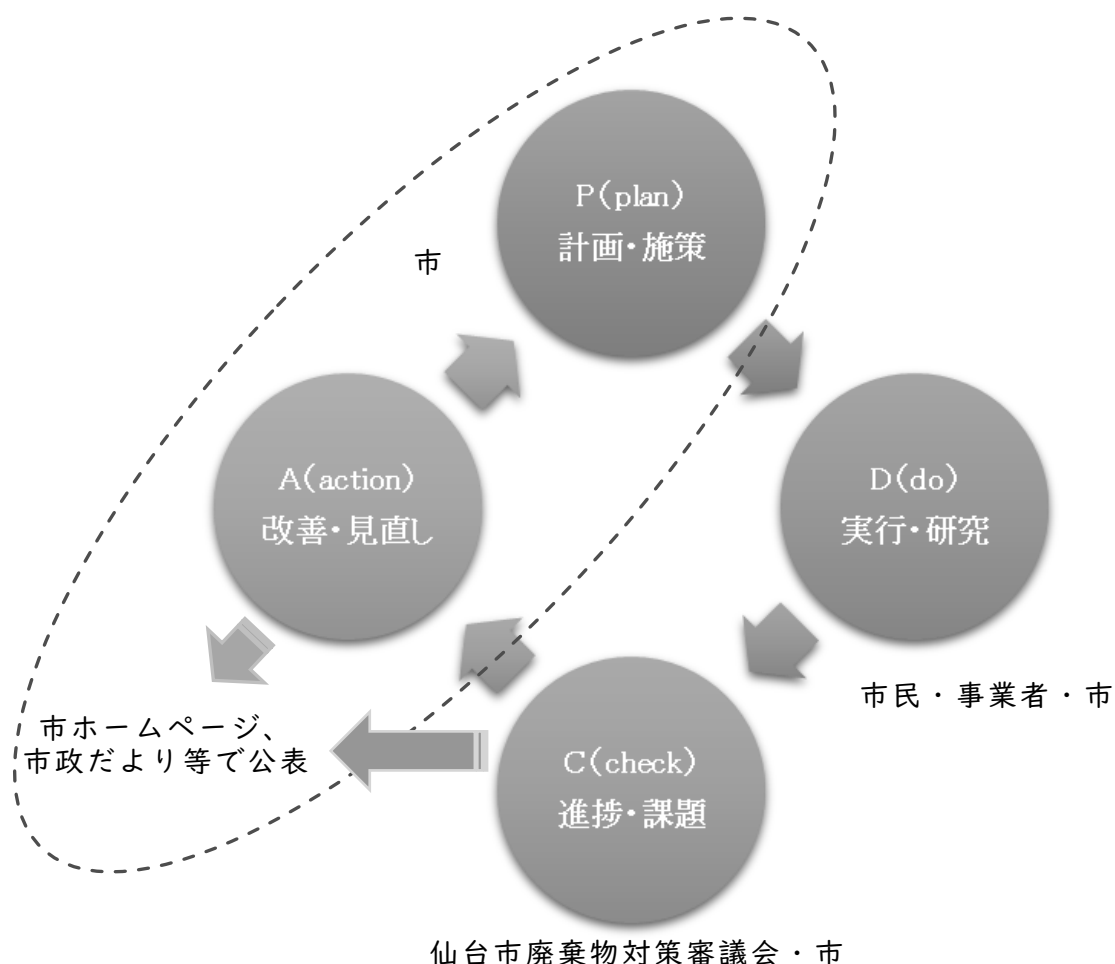


図4 計画の進行管理と施策の推進

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 現行計画の総括と今後の課題

第1節 現行計画の総括と今後の課題

1 現行計画の総括

(1) 現行計画の概要

現行計画は、平成23年(2011年)4月から令和3年(2021年)3月までの10年間を計画期間とし、以下のとおり、基本的な考え方のもと、5つの「基本目標」と3つの「施策の基本的な方向性」を掲げているほか、循環型社会やごみの適正処理に係る体制構築に向けた「処理施設の整備計画」や「処理体制」、「計画の進行管理及び施策の推進」について定めています。

また、平成28年(2016年)3月の中間改定では、東日本大震災によるごみ排出量の急増や低炭素都市づくりへの対応などを踏まえ、基本目標の追加や数値の見直しを行いました。

□ 基本的な考え方(抜粋)

今後の10年、100年を見据え、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、さらなる資源循環を進めるなど、自然環境や地球環境に配慮した真に持続可能な社会づくりを進め、「杜の都仙台」の豊かな環境を、次の世代へ引き継いでいく。

□ 基本目標(平成28年(2016年)3月の中間改定後)

- ごみ総量 令和2年度に360,000トン以下とする
- 1人1日当たりの家庭ごみ排出量 令和2年度に450グラム以下とする
- リサイクル率 令和2年度に35%以上とする
- 燃やすごみの量 令和2年度に305,000トン以下とする
- 温室効果ガス排出量 ごみ処理に係る温室効果ガス排出量を中長期的に低減する

□ 施策の基本的な方向性

- 資源循環都市づくり～更なる循環型社会の構築～
- 低炭素都市づくり～低炭素社会の構築に向けた統合的な取組みの推進～
- 市民・事業者・市の連携や三者が一体化した施策の推進

□ 処理施設の整備計画

ごみ焼却施設について、ごみ量やごみ質の予測等を踏まえた施設のあり方の検討、既存施設の整備にあたっての長寿命化及び基幹的設備の改良による省エネルギー、高エネルギー回収設備の導入検討など

□ 処理体制

生活ごみの適正かつ効率的な収集運搬体制の構築、事業ごみの減量を促進する制度のあり方、剪定枝等の資源物をリサイクルする体制の構築について検討など

□ 計画の進行管理及び施策の推進

PDCAサイクルによる進行管理、仙台市廃棄物対策審議会への報告・審議、国の制度や社会経済状況等に応じた必要な見直しなど

(2) 現行計画期間中に実施した主な施策

年度	主な施策
H23 2011	<ul style="list-style-type: none"> ・震災廃棄物処理（仮置き場、がれき搬入場、仮設焼却炉）開始 ・家庭用使用済み食用油リサイクルモデル事業の実施
H25 2013	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ減量「3つのきる」キャンペーン実施 ・布類拠点回収開始（37箇所） ・清掃工場で事業ごみ収集運搬許可車両搬入ごみの展開検査開始 ・震災廃棄物処理完了
H26 2014	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量キャンペーン「緊急分別宣言」の展開 ・小型家電リサイクルモデル事業（ボックス回収）の実施 ・「ワケルネット」のスマートフォン対応開始 ・「ワケルくんの五つ星☆集積所診断」開始 ・クリーン仙台推進員永年勤続表彰制度の創設 ・一般廃棄物処理実態等調査の実施
H27 2015	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量キャンペーン「続・緊急分別宣言」の展開 ・仙台市一般廃棄物処理基本計画の中間見直し（H28.3） ・小型家電リサイクル事業（ボックス回収）の本格実施
H28 2016	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量キャンペーン「WAKE UP（ワケアップ）！仙台」の展開（H28～） ・ごみ減量キャラバン2016実施（クリーン仙台推進員と市職員による集積所調査・啓発） ・学生主体資源分別プロジェクトチーム「ワケアップキャンパス」による啓発 ・事業系紙類回収ステーション開設（市内紙問屋等20箇所） ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」仙台版の運用開始
H29 2017	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量キャラバン2017実施（大学・不動産業者との連携による集積所調査） ・紙類回収キャンペーン実施（スーパー、資源回収事業者との協働） ・ワケアップキャンパスによるウェブマガジンや「月刊紙袋」の創刊 ・食品ロス排出実態調査（環境省支援事業）の実施 ・レシピ投稿サイト「モッタイナイキッチン」の開設 ・フードドライブ実施（エコフェスタ） ・「ワケのある芸術祭・せんだい資源ナール」開催（雑がみで資源アート制作展示） ・小型家電リサイクル事業の拡充（ピックアップ回収開始） ・事業系生ごみ処理機等設置補助開始 ・事業系共同資源物回収施設設置費等補助開始 ・清掃工場に搬入物検査装置を設置（3基）
H30 2018	<ul style="list-style-type: none"> ・アメニティ・せんだい推進協議会に企画検討部会と啓発活動部会を設置 ・剪定枝戸別収集資源化モデル事業の実施（9月～11月） ・コーティング加工された紙製容器拠点回収モデル事業開始（9月～） ・地域ごみ出し支援活動促進事業開始（10月～） ・フードドライブ実施（市施設、エコフェスタ） ・食品ロス削減に係る発生要因調査・地域先導型生ごみ堆肥化事業の実施 ・家庭用使用済み食用油リサイクル事業の本格実施 ・事業ごみ等処理手数料改定（100kg毎1,000円→100kg毎1,500円、100kg超10kg毎150円） ・環境配慮事業者（エコにこマイスター）認定制度開始（エコにこショップ・オフィス拡充）
R元 2019	<ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝資源化モデル事業の実施（戸別収集・自己搬入、5月～7月・9月～11月） ・プラスチック・スマート（海ごみゼロワーク）との連携によるアレマキャンペーンの実施 ・フードドライブ実施（スーパー、市施設、エコフェスタ） ・食品ロス削減に係る発生要因調査・地域先導型生ごみ堆肥化事業の実施（2年目） ・一般廃棄物処理実態等調査の実施 ・仙台市災害廃棄物処理計画策定（R2.3）
R2 2020	<ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝資源化事業の本格実施（戸別収集・自己搬入、5月～11月）

震災廃棄物処理
H23～25年度

(3) 基本目標の達成状況

東日本大震災の影響で震災後にごみ総量が急増したものの、「WAKE UP (ワケアップ)！ 仙台」をキャッチコピーとしたごみ減量キャンペーンの展開などにより、「ごみ総量」及び「1人1日当たりの家庭ごみ排出量」については、震災前の水準にまで回復してきており、概ね目標を達成することができました。

令和元年度(2019年度)の「ごみ総量」の実績値は373,373トンですが、このうちの3,037トンは10月に発生した「令和元年東日本台風」による災害廃棄物になります。災害廃棄物を除いたごみ総量は370,336トンとなり、人口増加が続く中で順調にごみ減量は進んでいます。

一方、インターネットの普及などによるペーパーレス化の影響で資源物量は減少しています。これに伴い「リサイクル率」は、28%～29%と横ばいで推移しており、目標値の35%との差は大きくなっています。

表1 基本目標の達成状況

基本目標	平成21年度	平成26年度	令和元年度	令和2年度			評価
				目標値	令和元年度と目標値の乖離		
ごみ総量〔トン〕 ※R元下段：災害廃棄物除いた数値	366,785	385,863	373,373	360,000	13,373	3.7%	○
			370,336		10,336	2.9%	
生活ごみ〔トン〕	231,519	242,958	234,235	238,000	▲ 3,765	▲ 1.6%	—
家庭ごみ〔トン〕	184,812	191,381	184,794	177,000	7,794	4.4%	—
事業ごみ〔トン〕	135,266	142,906	139,138	122,000	17,138	0.1%	—
1人1日当たりの家庭ごみ排出量 〔グラム/人・日〕	490	489	463	450	13	▲ 2.9%	○
リサイクル率〔%〕	30.9	29.9	28.5	35.0	▲ 6.5	▲ 18.6%	△
燃やすごみの量〔トン〕	316,591	333,424	326,017	305,000	21,017	6.9%	△
【参考】本市人口〔人〕 (10月1日現在)	1,033,515	1,073,242	1,090,263	1,088,000 ※予測値	2,263	0.2%	—

※評価基準 ○：達成（100%以上）○：概ね達成（乖離幅5%以内）△：未達成（乖離幅5%超）

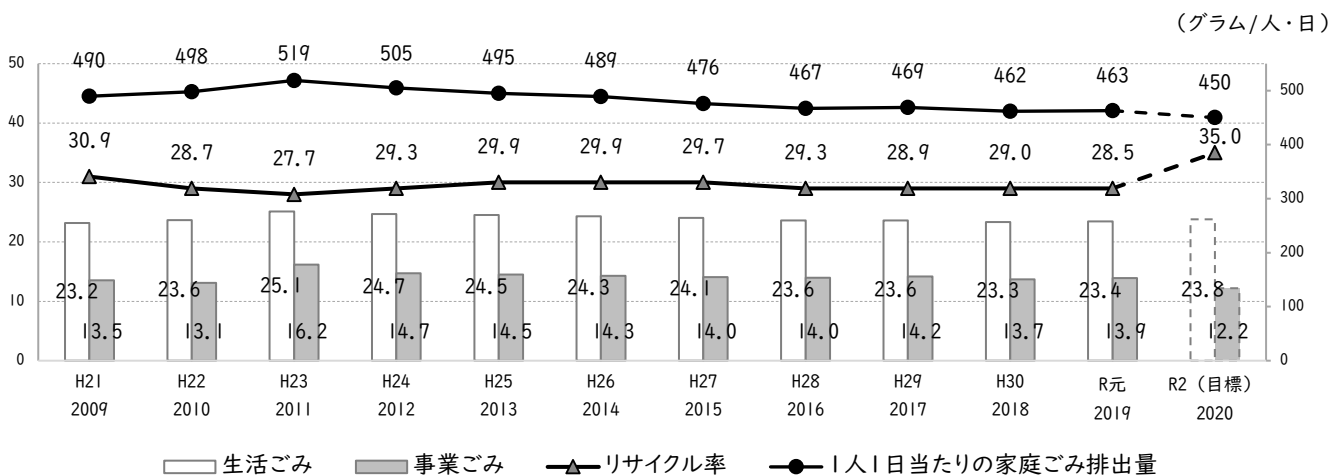


図5 生活ごみ排出量等の推移

(4) ごみ排出量の推移について

ごみ総量は、東日本大震災の影響により一時期増加したものの、以降は減少傾向となっています。

令和元年東日本台風による災害廃棄物を除いた令和元年度（2019年度）実績は、370,336トンで、平成26年度（2014年度）から1万5千トン以上減少しています。

特に生活ごみのうち、資源物等を除いた家庭ごみ排出量については、ごみ減量・リサイクルの取り組みの結果、震災前の平成21年度（2009年度）実績を下回る状況となっています。

また、事業ごみについても、平成29年度（2017年度）から実施している搬入物検査装置による事業ごみ収集運搬許可車両の内容物検査の実施や、平成30年（2018年）4月に施行した事業ごみ等処理手数料の改定等により、近年は減少傾向となっています。

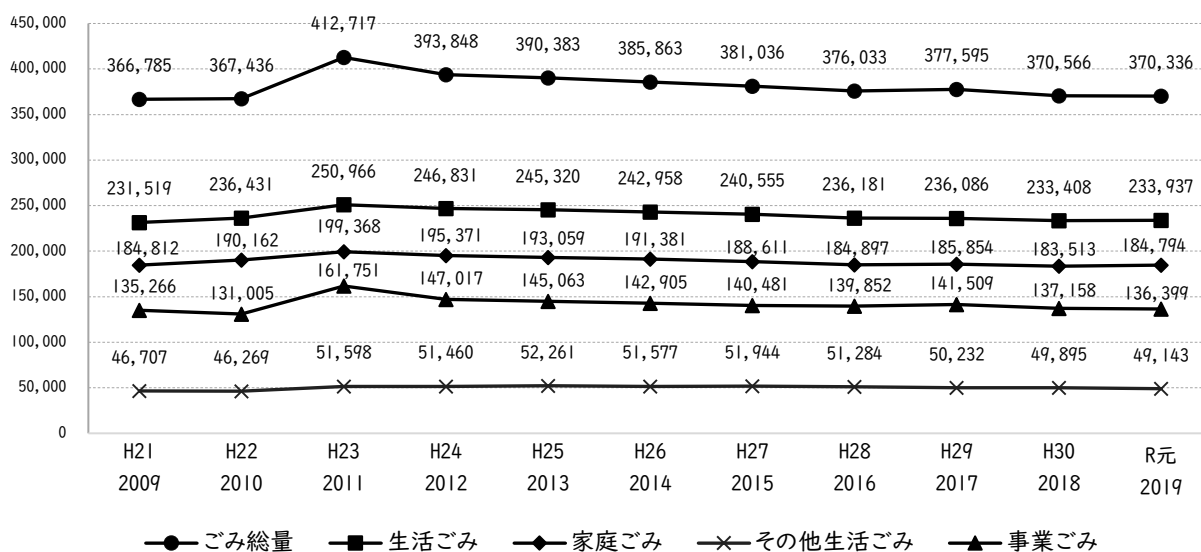
表2 ごみ総量における目標との差

(単位：トン)

	平成21年度	平成26年度	令和元年度	令和2年度		
				目標値	令和元年度と目標値の乖離	
ごみ総量	366,785	385,863	373,373	360,000	13,373	3.7%
			370,336		10,336	2.9%
生活ごみ	231,519	242,958	234,235	238,000	▲ 3,765	▲ 1.6%
			233,937		▲ 4,063	▲ 1.7%
家庭ごみ	184,812	191,381	184,794	177,000	7,794	4.4%
その他生活ごみ	46,707	51,577	49,441	64,000	▲ 14,559	▲ 22.7%
			49,143		▲ 14,857	▲ 23.2%
事業ごみ	135,266	142,905	139,138	122,000	17,138	14.0%
			136,399		14,399	11.8%

※令和元年度下段は、令和元年東日本台風による災害廃棄物を除いた数値

(トン)



※令和元年度の数値は、令和元年東日本台風による災害廃棄物を除いた数値で表しています。

図6 ごみ総量等の推移

(5) リサイクル率等の推移について

リサイクル率は、東日本大震災後の粗大ごみ（災害廃棄物）の増加等により一時期減少した後、28%～29%と横ばいで推移しており、目標値との差は大きくなっています。

要因としては、近年の電子出版の拡大等により、新聞・雑誌等の紙類が減少していることや、容器重量があるスチール缶やびん類が減少していることなどが影響していると考えられます。

また、リサイクル量の約3分の2を占める民間リサイクル量の減少も影響しています。

表3 リサイクル率等における目標との差

(単位：トン)

	平成21年度	平成26年度	令和元年度	令和2年度		
				目標値	令和元年度と目標値の乖離	
リサイクル率 [%]	30.9	29.9	28.5	35.0	▲ 6.5 ポイント	▲ 18.6 %
リサイクル量	144,031	144,104	131,248	165,000	▲ 33,752	▲ 20.5 %
本市リサイクル量	45,013	47,250	43,517	56,000	▲ 12,483	▲ 22.3 %
民間リサイクル量	99,018	96,854	87,731	109,000	▲ 21,269	▲ 19.5 %

(トン)

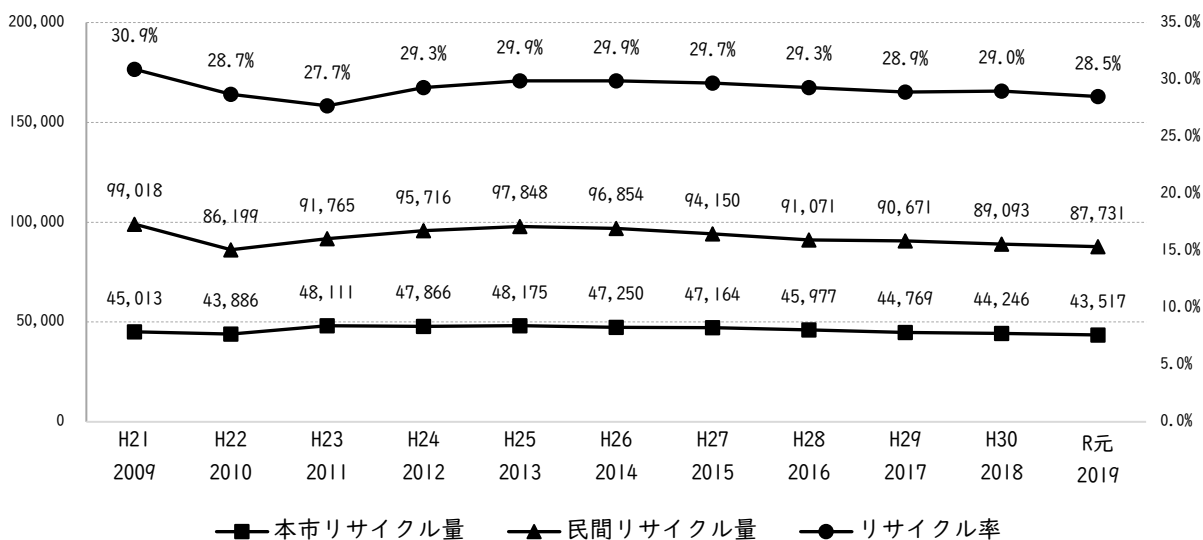


図7 リサイクル率とリサイクル量の推移

民間リサイクル量の内訳を見ると、リサイクル量の多い事業用大規模建築物所有者等（大規模小売店舗等の所有者や、一般廃棄物を多量排出する事業者等）や集団資源回収が減少しているほか、養豚飼料回収や生ごみ堆肥化によるバイオマスのリサイクル量が大きく減少しています。

表4 民間リサイクル量における目標との差

(単位：トン)

	平成21年度	平成26年度	令和元年度	令和2年度		
				目標値	令和元年度と目標値の乖離	
民間リサイクル量	99,018	96,854	87,731	109,000	▲ 21,269	▲ 19.5 %
集団資源回収等	33,277	31,553	28,936	32,000	▲ 3,064	▲ 9.6 %
養豚飼料回収	3,490	2,615	1,285	4,000	▲ 2,715	▲ 67.9 %
事業用大規模建築物所有者等	46,131	43,464	41,073	47,000	▲ 5,927	▲ 12.6 %
事業系紙類回収	9,677	15,384	13,620	17,000	▲ 3,380	▲ 19.9 %
剪定枝等チップ化	1,909	585	2,451	1,000	1,451	145.1 %
生ごみ堆肥化	4,534	3,253	366	8,000	▲ 7,634	▲ 95.4 %

(トン)

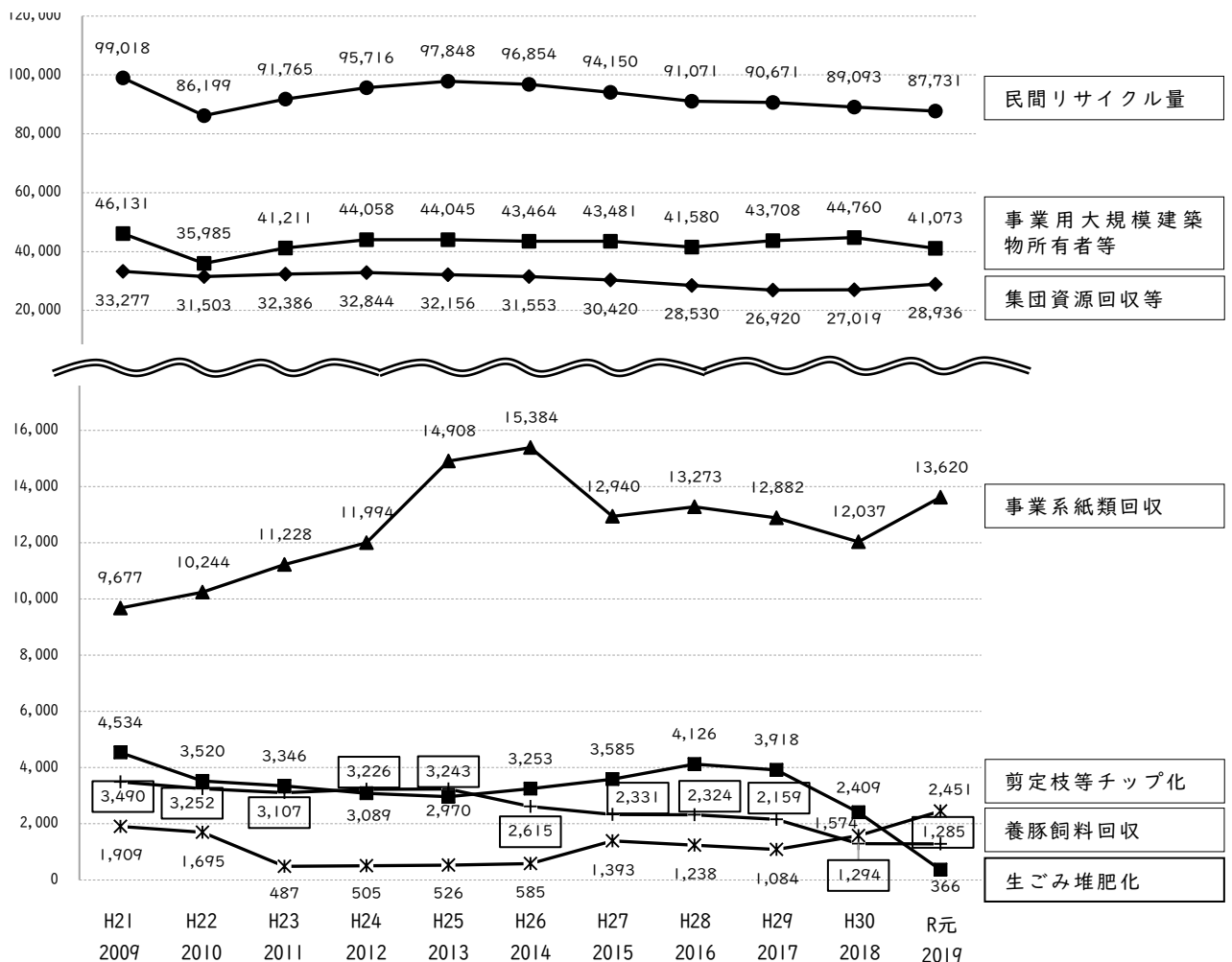


図8 民間リサイクル量の推移

(6) ごみ組成の推移について

家庭ごみの組成は、資源化が困難なごみや生ごみのほか、資源物（布類、缶・びん等、プラスチック製容器包装、再生可能な紙類）に分類することができます。これら資源物の混入は、平成 21 年度（2009 年度）が最も割合が低く、平成 22 年度（2010 年度）からは 4 割を超える状況が続いています。令和元年度（2019 年度）の実績で、未だ約 4 割（42.5%）の混入がありますが、雑がみやプラスチック製容器包装の分別キャンペーンの効果により、再生可能な紙類とプラスチック製容器包装の混入割合は減少している状況です。

一方で、生ごみの混入割合は、平成 28 年度（2016 年度）・平成 29 年度（2017 年度）以外は、約 3 割を超える状況となっています。

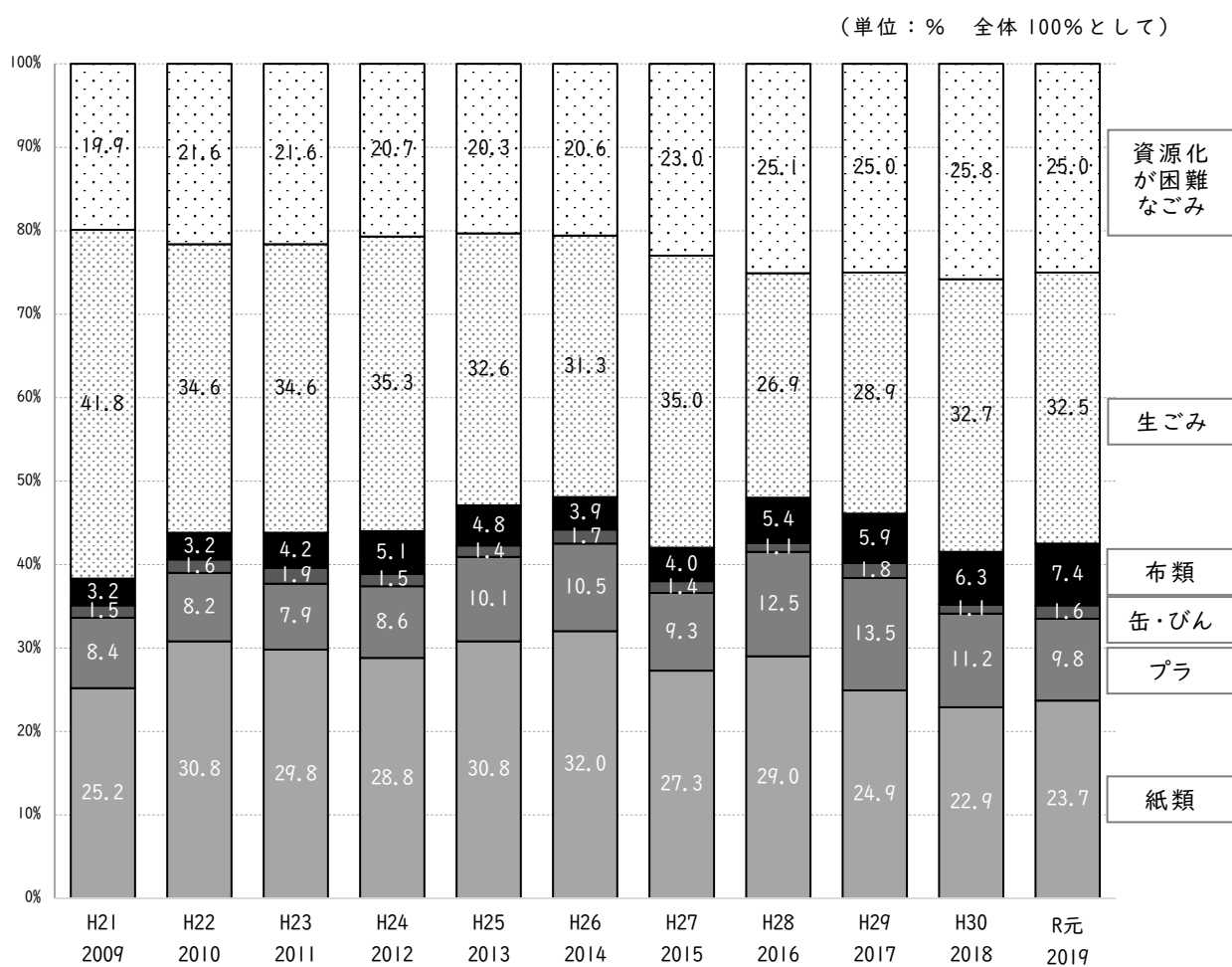


図 9 家庭ごみの組成の推移

表 5 家庭ごみの組成の推移

(単位：%)

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
資源物	38.3	43.8	43.8	44.0	47.1	48.1	42.0	48.0	46.1	41.5	42.5
生ごみ	41.8	34.6	34.6	35.3	32.6	31.3	35.0	26.9	28.9	32.7	32.5
資源化が困難なごみ	19.9	21.6	21.6	20.7	20.3	20.6	23.0	25.1	25.0	25.8	25.0

(環境局施設課検査係による家庭ごみの物理的調査結果より)

事業系可燃ごみの組成は、全体の約9割が紙類、厨芥類及びプラスチック類で占めており、特に紙類の割合が高くなっています。令和元年度（2019年度）の調査では、紙類（40.2%）の約5割（48.5%）がリサイクル可能な紙類でした。

なお、事業系の場合、プラスチック類は産業廃棄物にあたりますが、どの業種でも広く使われており、日常的に排出されることから、事業系可燃ごみへの混入が多い傾向にあります。

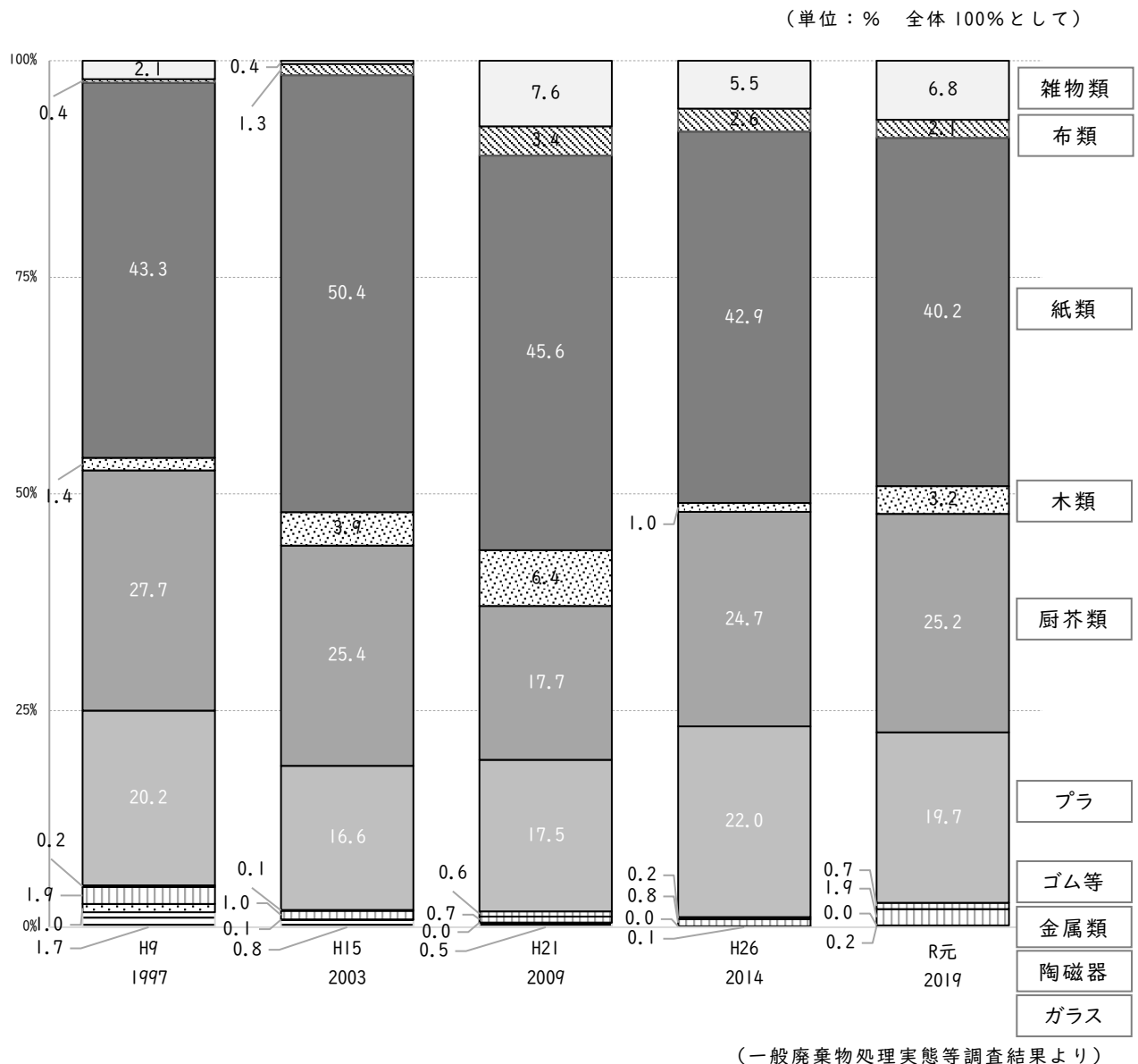


図 10 事業系可燃ごみの組成の推移

(7) ごみ処理費用の推移について

ごみ収集費用は、人件費や燃油代等の物件費が高まったことに伴い、上昇傾向となっています。

ごみ焼却費用は、平成 28 年度（2016 年度）に葛岡工場の基幹的設備改良工事により一時的に高まりましたが、全体的な低下傾向となっています。

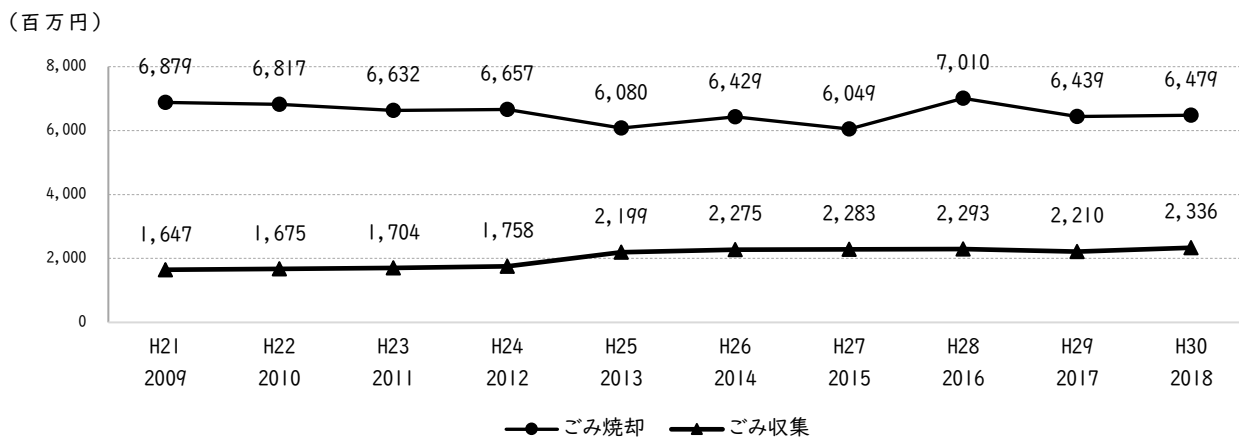


図 11 ごみ収集費用等の推移

資源物収集費用は、人件費や燃油代などの物件費が高まったことに伴い、全体的に上昇傾向となっています。

資源物処理費用は、平成 28 年度（2016 年度）に葛岡資源化センターの基幹的設備改良工事に伴い、近年は上昇しています。

ごみ破碎費用は、平成 26 年度（2014 年度）に今泉粗大ごみ処理施設の改修工事に伴い、一時的に高まりましたが、全体的には低下傾向となっています。

ごみ埋立費用は、石積埋立処分場の第 2 期整備第 1 区画拡張工事の本格化に伴い、近年は上昇しています。

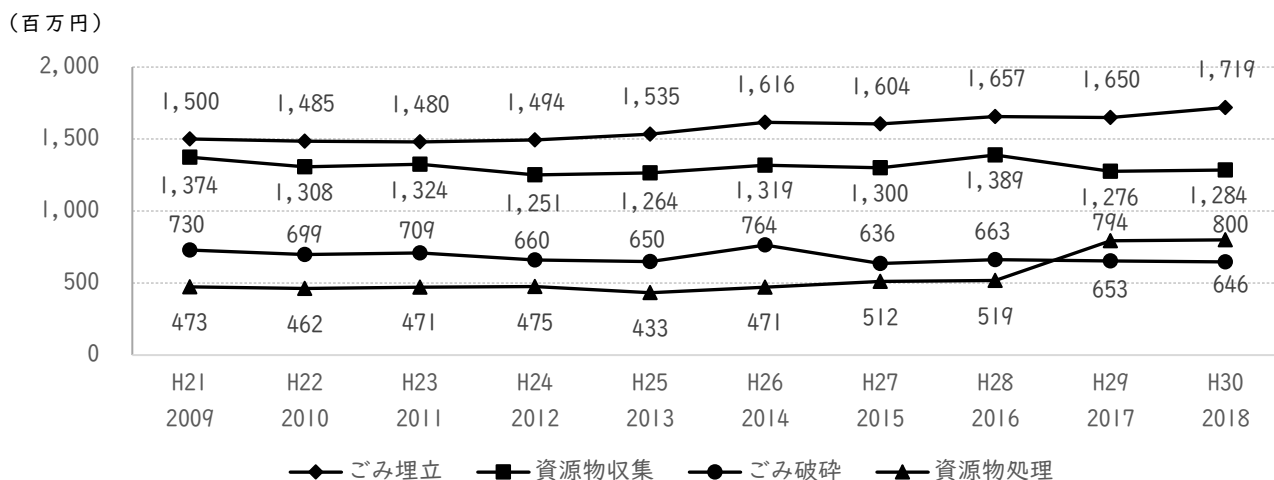


図 12 資源物収集費用等の推移

(8) 現行計画の総括

現行計画期間中は、平成 23 年（2011 年）3 月の計画改定の同時期に東日本大震災が発災し、約 272 万トンの膨大な量の震災廃棄物等を迅速に処理するという大きな課題に直面し、その対応に追われました。

本市では「発災から 1 年以内の撤去、3 年以内の処理完了」を目標に掲げましたが、関係省庁や全国の自治体、多くの有識者や地元の関係業界団体等の支援・協力のもと、当初予定より早い平成 25 年（2013 年）12 月に震災廃棄物等の処理を完了することができました。

また、生活ごみ・事業ごみについては、震災後に排出量が急増し、以降も高止まりの状況が続いたことから、平成 27 年度（2015 年度）には計画の中間評価を行い、基本目標の見直しや施策展開に関する改定を実施しました。

中間見直しを踏まえ、平成 28 年度（2016 年度）からは「WAKE UP(ワケアップ)！仙台」をキャッチコピーとしたごみ減量キャンペーンを展開し、市民・事業者との連携のもと、以下のとおりごみの減量やリサイクルの推進に取り組みました。

① 生活ごみの減量・リサイクルの推進

家庭ごみへの混入割合が高い「雑がみ」と「プラスチック製容器包装」の分別促進や、食材を余さず使うレシピ投稿サイト「モッタイナイキッチン」の開設・運営や余剰食品の有効活用を図る「フードドライブ」の実施による生ごみ減量のほか、平成 30 年度（2018 年度）からは各家庭で発生する剪定枝の収集・資源化事業を実施するなど、ごみ減量・リサイクル推進の取り組みを進めました。

② 事業ごみの減量・リサイクルの推進

平成 29 年度（2017 年度）から搬入物展開検査装置を導入し、内容物検査の実施と適正排出指導の強化により搬入禁止物の混入防止や再生可能な紙類等のリサイクルを推進しました。平成 30 年（2018 年）4 月には清掃工場等における事業ごみ等処理手数料の引き上げを行い、費用負担の適正化とごみ減量・リサイクルの取り組みの強化を図りました。

③ 市民・事業者・市の協働による施策の推進

平成 28 年度（2016 年度）・平成 29 年度（2017 年度）には、ごみ減量キャラバンとして、地域におけるごみ減量・リサイクル推進のリーダー的な存在であるクリーン仙台推進員や、不動産業者・大学等と本市職員が連携したごみ集積所排出実態調査を実施し、ごみ排出状況の確認とごみの分別と減量の呼びかけを行いました。また、クリーン仙台推進員を対象とした各種の研修会の開催や活動事例集の発行などを通じ、地域におけるごみ減量・リサイクル推進の取り組みを支援しました。

さらに、全市一斉ポイ捨てごみ調査・清掃活動（アレマキャンペーン）や、まち美化サポーターによる地域清掃などの実施により、市民の環境意識の高揚や、市民団体や事業者などの自主的な環境美化活動の促進に努めました。

このほか、平成 30 年度（2018 年度）からはごみ出し困難者を支援する地域団体に対する助成制度を創設したほか、外国人向けの多言語による排出ルール周知動画を作成するなど、高齢化や多文化共生といった地域課題の解決に向けた取り組みを進めました。

④ **経済性を考慮した効率的で適正な処理体制の構築と最適化に向けた取り組み**

ごみ量の予測や処理施設の整備状況を踏まえた搬入調整の実施や、効率的な収集運搬体制の構築に努めました。また、葛岡工場や今泉工場の基幹的設備改良工事においては、施設の長寿命化計画の策定による計画的な設備機器の更新を図り、延命化等の対策を進めました。

また、石積埋立処分場の第 2 期整備第 1 区画拡張工事や松森資源化センターの基幹的設備改良工事による処理施設の安定的稼働に努めました。

以上、現行計画に基づき、これらの施策を着実に実施したことにより、ごみ総量については概ね震災前の水準まで排出量を減量することができました。

一方で、リサイクルされる資源物がペーパーレス化等を背景に減少傾向にあることや、排出されるごみには資源物の混入が未だ多いことから、資源循環の一層の推進に向けた取り組みを進める必要があります。

2 将来ごみ量の見通し

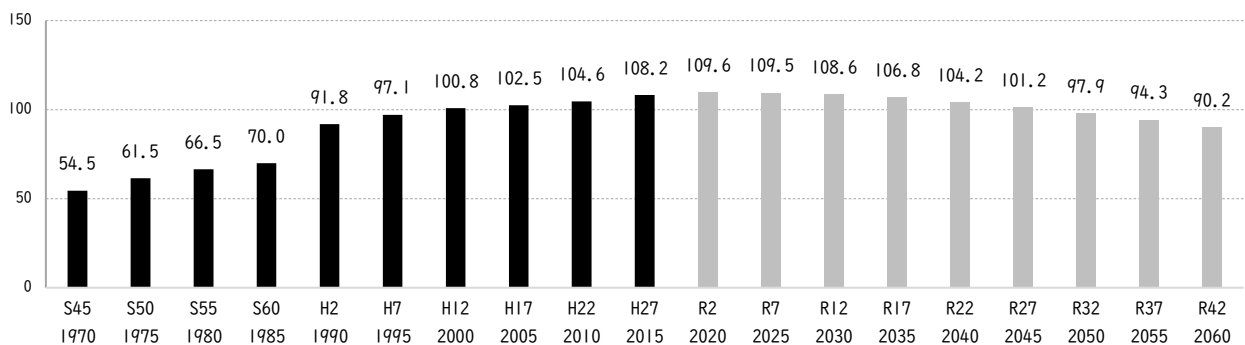
(1) 人口と世帯の動向

本市の人口は、これまで増加傾向にありましたが、令和2年(2020年)頃をピークに、今後減少していくことが見込まれています。本市の人口構造は、高齢者の割合が他の政令指定都市に比べて低いものの、令和2年(2020年)には4人に1人が高齢者となるなど、少子高齢化の加速が懸念されます。一方、外国人住民や留学生の数が増加傾向となっています。

世帯数については、単身世帯が4割を超え増加傾向にあるなど、少子高齢化の影響もあり、今後も増加する傾向となることが予想されます。

令和2年(2020年)4月1日現在の人口は、約108.8万人となり、世帯数は約52.2万世帯となっています。

(万人)

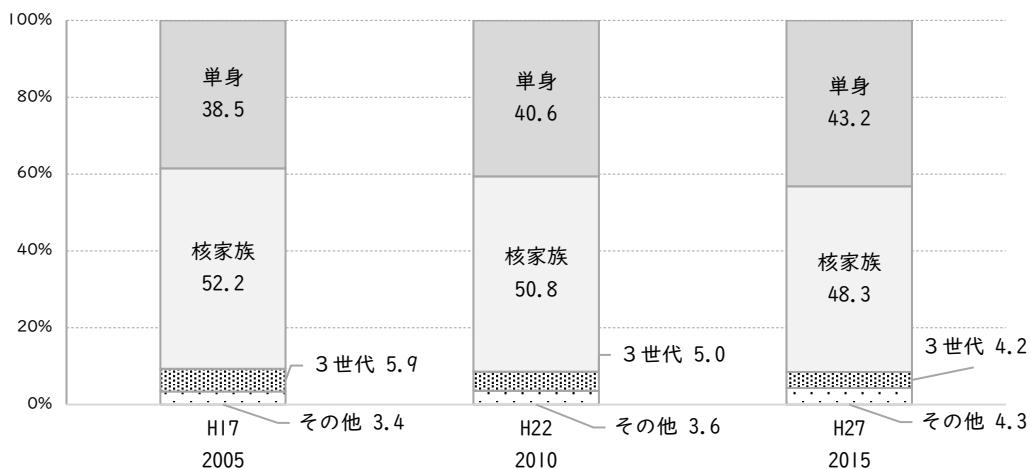


※令和2年(2020年)の予測人口109.6万人を表記しているため本文とは異なります。

(出典：国勢調査結果(総務省統計局)、仙台市まちづくり政策局資料)

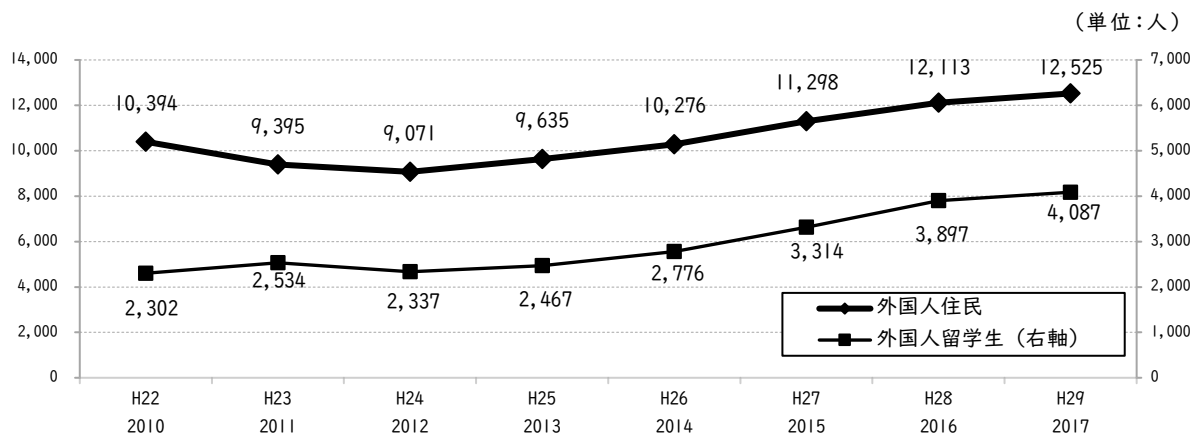
図13 人口の推移

(単位：% 全体100%として)



(出典：国勢調査結果(総務省統計局)、仙台市まちづくり政策局資料)

図14 世帯の家族類別割合の推移



(出典：外国人住民数(仙台市民政局資料)、外国人留学生数(仙台市文化観光局資料))

図 15 外国人住民及び留学生の推移

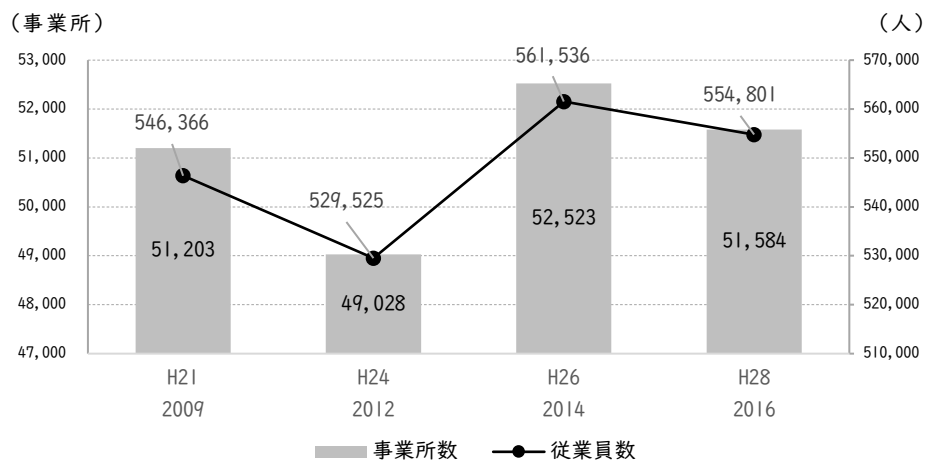
(2) 事業所数と従業員数の動向

市内の産業は、商業・サービス業を中心とした第3次産業の比率が高くなっています。多くの事業所が市外にある本社等の支店・支社であることから、本市は「支店経済都市」とも呼ばれています。

平成21年(2009年)から平成24年(2012年)にかけては、事業所数・従業員数ともに減少しており、この間に発生した東日本大震災の影響があるものと考えられます。

平成24年(2012年)年から平成26年(2014年)にかけては、事業所数・従業員数ともに増加しており、震災の復興需要や復興後の経済活動の再開が要因と推測されます。

平成28年(2016年)においては、若干減少傾向となっておりますが、今後、新型コロナウイルスの感染防止対策等による地域経済への影響が懸念されます。



(出典：経済センサス(総務省統計局))

図 16 事業所数と従業員数の推移

(3) 将来ごみ量の見込み

本市の将来ごみ量は、令和元年度（2019年度）のごみ総量 373,373 トンから算出した1人1日当たりのごみ総量（グラム/人・日）を原単位とし、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの人口増減と従前のごみ減量・リサイクル推進などの取り組みによる減量効果を加味した推計で、令和12年度（2030年度）のごみ総量は 367,000 トンと見込まれます。

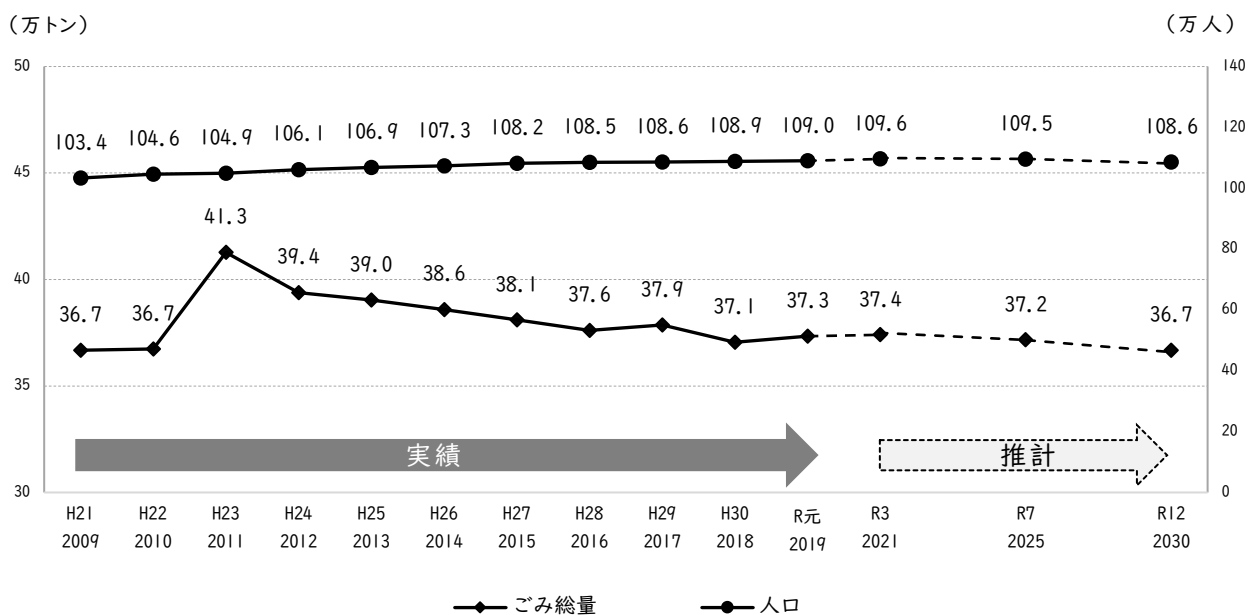


図 17 推計人口と将来ごみ総量の見込み

3 廃棄物処理に関する動向と今後の課題

(1) 国内外における廃棄物処理に関する動向

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて、世界規模で深刻化する諸課題に総合的に取り組むことを目指す「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、持続可能な世界を実現するため、令和 12 年（2030 年）までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットを設定したもので、海洋汚染の防止や食品ロスの削減のほか、3R の推進による廃棄物の削減や適正処理など、廃棄物の分野に関しても様々な目標が掲げられています。

こうした動きを踏まえ、我が国では令和元年（2019 年）に、プラスチックのさらなる 3R を進めるために「プラスチック資源循環戦略」が策定されたほか、まだ食べることができる食品が大量に廃棄されている現状の改善を国民運動として進める「食品ロス削減推進法」が施行されるなど、喫緊の課題に対し国を挙げ取り組みを進めていくこととしています。

(2) 今後の課題

「1(3) 基本目標の達成状況」（p9）のとおり、基本目標のうち「ごみ総量」や「1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量」は震災前の水準に回復し、概ね達成することができました。

一方で、「リサイクル率」や「燃やすごみの量」は、資源物の減少傾向を背景に、目標達成に至らず、更なる取り組みが必要な状況となっています。

こうした状況を踏まえ、次期計画では、持続可能な資源循環都市の構築を目指して、引き続きごみ減量・リサイクルの推進に取り組む必要があります。

また、脱炭素社会の実現に向けて、廃棄物分野における温室効果ガス排出量の低減に向けた取り組みを進めることも重要です。

国内外における廃棄物処理に関する動向や基本目標の達成状況等を踏まえ、本市の一般廃棄物（ごみ）処理に関する課題を以下のとおり整理しました。

① プラスチックごみや食品ロスを中心としたごみの発生抑制

環境負荷の低減を図り持続可能な社会を構築するためには、適切な消費活動を行い、ごみの発生抑制に努め、ごみの総量を減らすことが最も重要です。

国では、令和 12 年（2030 年）までにレジ袋等のワンウェイプラスチックを累積 25% 排出抑制することや、食品ロス量を平成 12 年（2000 年）比で半減させることを目標に設定しており、資源循環都市を目指す本市は、こうした諸課題に適切かつ積極的に取り組んでいく必要があります。

② ごみの適正排出と分別の徹底

これまで市民・事業者・市が協働してごみ減量・リサイクルに取り組んできた結果として、平成 26 年度（2014 年度）に実施したごみ組成調査時に比べて、令和元年度（2019 年度）の調査では、排出された家庭ごみ及び事業系可燃ごみに占める雑がみ等の資源物の混入割合は減少しています。

その一方で、家庭ごみに混入し焼却処理されているプラスチック製容器包装の量が依然として分別排出によりリサイクルされる量を上回っていることから、引き続きごみの適正排出と資源物の分別徹底を推進し、ごみの焼却処理量を減らすことで環境負荷の低減を図ることが必要です。

③ 地域における 3 R 推進に向けた担い手の育成

近年、宅地開発等に伴いごみ集積所設置箇所数が増加する中で、依然として不適正排出や不法投棄への対策が課題となっています。これまでも地域と連携した排出ルールの周知・啓発等に取り組んできましたが、こうした地域課題の解決や、一層のごみ減量・リサイクルを進めるためには、3 R の重要性を学び、自発的に考え、行動する担い手の育成が重要です。

④ 災害等に強い安定的な処理体制の確保

現行計画期間中には、東日本大震災をはじめとする自然災害や、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大等が発生しました。私たちが生活や事業活動を続けていくためには、こうした状況下においてもごみを安全かつ適正に処理する体制を確保することが必要となります。

処理体制の構築にあたっては、脱炭素社会の構築に貢献し、かつ、経済性を考慮した効率的な体制とすることを基本としたうえで、自然災害のほか感染症の流行等を見据えた災害等に強いごみ処理体制の確保を進める必要があります。

第2章 ごみ処理基本計画

第2項 次期計画の基本目標・施策の体系

第2節 次期計画の基本目標・施策の体系

1 基本的な考え方と方向性

(1) 仙台市基本計画の理念

仙台市基本計画では、誰もが心豊かに暮らすことができる未来に向けて、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ ～ “The Greenest City” SENDAI～」を、まちづくりの理念としています。

(2) 杜の都環境プランが目指す環境都市像

杜の都環境プランでは、仙台市基本計画の理念のもと、「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」を目指す都市像に掲げ、「『杜の都』の資源が活用され、循環するまち」を目指すまちのあり方の一つにしています。

さらに分野別環境施策の一つとして「資源循環都市づくり」を掲げ、「限りある資源の大切さが認識され、資源が無駄なく、循環的に利活用されるまち」を目指すこととしています。

(3) 仙台市一般廃棄物処理基本計画の基本的な考え方

仙台市一般廃棄物処理基本計画では、上位計画の理念や目指す都市像を踏まえ、以下のとおり基本的な考え方を掲げます。

“杜の都の資源”を次の世代へ 持続可能な資源循環都市をめざして

限りある資源の大切さが認識され、無駄なく循環的に利活用されることで、杜の都の良好な環境を維持し、住みやすさを感じることができるまちを目指して、市民一人ひとりがものを大切に使い、資源とごみの分別などの3Rに取り組むとともに、安全で安定的な廃棄物処理体制を確保します。

2 基本目標

前節「2(3) 将来ごみ量の見込み」(p20)で示すごみ総量の見込み量から、プラスチックごみや食品ロスをはじめとする発生抑制などによって、見込量から約10%(令和元年度(2019年度)比で約12%)を削減し、令和12年度(2030年度)までに、ごみ総量33万トンを目指します。

この目標は、現行計画の策定当初に設定したもので、震災前の水準に回復した現状を起点にして、市民・事業者の皆様と共に再チャレンジしていきます。

(1) 基準値・目標値

令和元年度（2019年度）の実績を基準とし、5年後の令和7年度（2025年度）を中間目標に、10年後の令和12年度（2030年度）を最終目標に定めます。

目標値については、本計画の進捗度や社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(2) 基本目標

本計画の基本的な考え方を踏まえ、資源循環都市の実現に向けた発生抑制と再使用を優先的に推進する目標として「①ごみ総量（生活ごみと事業ごみの合計）」を設定します。

また、埋立地の延命化を図る目標として「②最終処分量」を設定します。

さらに、市民にとって身近な取組目標として「③1人1日当たりの家庭ごみ排出量」、「④家庭ごみに占める資源物の割合」を設定します。

基本目標	基準値 令和元年度	中間目標 令和7年度	最終目標 令和12年度
①ごみ総量	37.3万トン	⇒ 35万トン 6%削減	⇒ 33万トン 12%削減
②最終処分量	5.2万トン	⇒ 4.9万トン 6%削減	⇒ 4.6万トン 12%削減
③1人1日当たりの 家庭ごみ排出量	463グラム	⇒ 430グラム 7%削減	⇒ 400グラム 14%削減
④家庭ごみに占める 資源物の割合	42.5%	⇒ 35% 7.5ポイント引き下げ	⇒ 30% 12.5ポイント引き下げ

(3) 参考指標

基本目標を達成するうえで、必要な取組状況などを把握する参考指標として「①事業ごみ量」、「②リサイクル率」、「③家庭系食品ロス量」、「④廃棄物分野の温室効果ガス排出量」を設定します。

参考指標	基準値	中間目標	最終目標
①事業ごみ量	13.9万トン	⇒ 13万トン 7%削減	⇒ 12万トン 14%削減
②リサイクル率	28.5%	⇒ 30% 1.5ポイント引き上げ	⇒ 32% 3.5ポイント引き上げ
③家庭系食品ロス量	1.8万トン	⇒ 1.4万トン 22%削減	⇒ 9千トン 半減
④廃棄物分野の 温室効果ガス排出量	13.7万トン-CO ₂	⇒ 12万トン-CO ₂ 13%削減	⇒ 10万トン-CO ₂ 27%削減

3 基本方針と施策の体系

前節「3 廃棄物処理に関する動向と今後の課題」（p21～p22）を踏まえ、重点的な取り組みを設定のうえ、3つの視点のもと資源循環都市の実現に向け横断的に取り組みを進めます。

また、基本目標の達成に向けて、3つの基本方針を設定のうえ、7つの施策を展開し、効果的に取り組みを進めていきます。

（1）重点的な取り組み

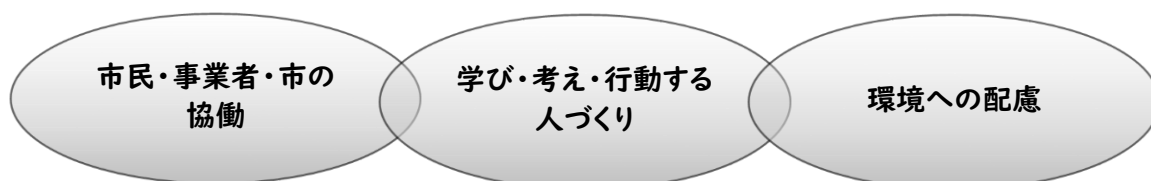
国内外において喫緊の課題となっているプラスチックごみや食品ロスの削減のほか、3Rに主体的に取り組む担い手の育成に向けた環境教育の充実や、“杜の都仙台”を象徴する剪定枝等の緑のリサイクルについて、重点的に取り組みを進めます。

- ◎ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用抑制と、プラスチック資源の分別・リサイクルの推進
- ◎食品ロスの削減と、生ごみの発生を極力減らすライフスタイルの定着
- ◎3Rに主体的に取り組む人づくりに資する“学びの場”の充実
- ◎廃棄物系バイオマスによる資源・エネルギーの利活用の推進

（2）視点

ごみ減量・リサイクルの推進にあたっては、それぞれの主体が役割を担い連携する「市民・事業者・市の協働」により取り組みを進めるとともに、3Rを実践する担い手の育成に向け「学び・考え・行動する人づくり」を意識した施策の展開に努めます。

また、杜の都の良好な環境を次の世代に引き継ぐため、「環境への配慮」を欠かさずごみの収集や施設の整備等を進めます。



(3) 基本方針と施策の展開

第1の方針として、持続可能な資源循環都市を目指すにあたって根幹的な取り組みとなる、3Rの推進を設定します。3Rの取り組みを進めるにあたっては、そもそもごみとなるものを発生させない、発生抑制を中心とした取り組みを進めます。

第2の方針には、地域における3Rやまち美化の担い手づくりを進めるため、わかりやすく適切な情報発信や環境教育の充実を図るほか、高齢化などの課題への対応にも取り組みます。

第3の方針には、東日本大震災や新型コロナウイルス感染拡大の経験を踏まえ、市民や事業者が安心して生活や事業活動を行うことができるよう、様々な危機に対してしなやかに対応可能で安全かつ安定的なごみ処理体制の構築を目指します。

基本方針1 発生抑制を中心とした3Rの推進

「モットイナイ」の心を育て、3Rによるごみの減量とリサイクル推進に取り組みます

施策1 ごみ減量・リサイクルによる資源循環

施策2 ごみの適正排出と分別の推進

基本方針2 わかりやすい情報発信と人づくり

3Rやまち美化の担い手づくりに向けた、市民・事業者への適切な情報発信を進めます

施策3 きめ細かな広報・排出ルールの周知徹底

施策4 社会環境の変化への対応

施策5 環境美化の推進

基本方針3 安全安心かつ安定的な処理体制の確保

環境負荷を低減し、災害にも強い安全で安定的かつ効率的な処理体制を構築します

施策6 ごみの適正処理体制の確立

施策7 災害や感染症蔓延など様々な危機に対するしなやかな強さの確保

基本方針1 発生抑制を中心とした3Rの推進

施策1 ごみ減量・リサイクルによる資源循環

- 1-1 プラスチックごみの削減 **重点** p28
- 1-2 食品ロスの削減、生ごみの減量・リサイクル **重点** p29
- 1-3 緑のリサイクル **重点** p29

施策2 ごみの適正排出と分別の推進

- 2-1 雑がみ・プラスチック製容器包装等の分別徹底 **重点** p30
- 2-2 事業ごみの適正排出及び分別徹底 p30
- 2-3 不適正排出・不法投棄防止対策の徹底 p31

基本方針2 わかりやすい情報発信と人づくり

施策3 きめ細かな広報・排出ルールの周知徹底

- 3-1 情報発信の充実 p32
- 3-2 環境教育の推進 **重点** p33
- 3-3 外国人や若年層への周知・啓発 p33
- 3-4 クリーン仙台推進員・クリーンメイトとの連携 p33

施策4 社会環境の変化への対応

- 4-1 高齢化や生活様式の変化に対応した取り組み p34
- 4-2 地域と連携した課題解決に向けた効果的な仕組みづくり p34

施策5 環境美化の推進

- 5-1 環境美化の推進 p35
- 5-2 地域清掃や集積所管理の推進 p35

基本方針3 安全安心かつ安定的な処理体制の確保

施策6 ごみの適正処理体制の確立

- 6-1 処理施設の整備計画 p36
- 6-2 効率的な収集運搬体制の構築 p37
- 6-3 ごみ処理手数料のあり方に関する検討 p37
- 6-4 脱炭素社会に向けた取り組み p37

施策7 災害や感染症蔓延など様々な危機に対するしなやかな強さの確保

- 7-1 仙台市災害廃棄物処理計画に基づいた処理体制の整備 p38
- 7-2 広域的な災害廃棄物処理体制の構築 p38
- 7-3 感染症の蔓延時における自立的な処理体制の構築 p38

基本方針Ⅰ 発生抑制を中心とした3Rの推進

自然環境に配慮し、資源の消費が抑制され、環境への負荷ができるだけ低減される資源循環社会の構築を目指すためには、不要なものを買わない・貰わない、ごみになるものを断る考え方を含めたごみの発生抑制（リデュース）の取り組みを最優先で進め、ごみの総量を抑制することが重要です。

次いで、繰り返し使う再使用（リユース）を進め、ごみを排出する際には分別を徹底し、再生利用（リサイクル）を推進します。

これらに取り組んだ後に残ったごみについては、焼却施設における余熱利用など、可能な限り熱回収し、適正処分を行います。

施策Ⅰ ごみ減量・リサイクルによる資源循環

近年の「プラスチック資源循環戦略」の策定や「食品ロス削減推進法」の施行など、プラスチックごみと食品ロスの削減が持続可能な社会づくりを進めるうえでの喫緊の課題であるとの認識のもと、これらへの対応に重点を置きごみ減量・リサイクルを推進します。

また、“杜の都仙台”の象徴的な施策として実施している剪定枝等のリサイクル事業について、これまでの取り組みを生かし拡充の検討を進めます。

【1-1 プラスチックごみの削減】 **重点**

ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用削減に向け、事業者とも連携しながら不要なものを買わない・貰わない、何度も繰り返し使える商品を選ぶなど、市民のライフスタイルの変革を促すことが重要です。

また、容器包装リサイクル法の対象外となっているプラスチック素材の製品（以下「製品プラスチック」という。）について、リサイクル手法等の検討を進めたうえで、法の対象となるように国に対し働きかけを行っていきます。

さらには、家庭ごみやプラスチック製容器包装の指定袋へのバイオプラスチックの導入可能性について検討を進めます。

実施・検討すべき取り組み

- ワンウェイ（使い捨て）プラスチック製容器包装・製品のリデュースの徹底
- マイバッグ・マイボトル等の推奨（レジ袋使用削減）
- 容器包装リサイクル法対象外の製品プラスチックのリサイクルの検討
- 家庭ごみ等指定袋へのバイオプラスチック袋の導入可能性調査・研究
- 国・製造等事業者への要望（法制度の改正、拡大生産者責任等）

【1-2 食品ロスの削減、生ごみの減量・リサイクル】 **重点**

市民活動団体等と連携したフードドライブの実施や地域における生ごみ堆肥化など、これまで他都市に先駆けて市民・事業者・市の協働による取り組みを進めてきた知見を活かし、食品ロスの削減や生ごみの減量・リサイクルを推進します。

食品ロスの削減や生ごみの減量・リサイクルはごみ量の削減効果も大きいことから、市民にとって身近な取り組みである「3つのきる（使いきる、食べきる、水気をきる）」の啓発をはじめ、事業者との連携による発生抑制やリサイクルの推進など、様々な角度からの取り組みを進めます。

実施・検討すべき取り組み

【食品ロス削減の取り組み】

- 「食品ロスダイアリー」の活用や市民セミナーの開催、「エコ・クッキング講座」などによる家庭での食品ロス削減の促進
- 食品ロス削減月間や消費生活講座等における啓発の実施
- ごみの組成分析や市民アンケート等による食品ロス発生量等実態調査の実施
- 小盛メニューの導入や利用者の希望に沿った量の料理の提供など、宴会や外食時における食べ残し削減の促進
- フードチェーン（生産、製造、販売）における食品ロス削減対策の推進（食品リサイクル法に基づく再生利用、原材料の適切な仕入れ・保管など）
- 食育推進事業を通じた食品ロス削減を实践する担い手の育成
- フードドライブ等による未利用食品の有効活用（回収拠点の拡充、災害救助物資の有効活用など）

【生ごみ削減の取り組み】

- 「3つのきる（使いきる、食べきる、水気をきる）」のさらなる推進
- 生ごみ堆肥化容器・電気式生ごみ処理機購入補助等による減量・リサイクルの推進
- 乾燥生ごみと野菜を交換する地域循環型事業の推進
- 地域における生ごみ堆肥化の取り組みの推進

【1-3 緑のリサイクル】 **重点**

令和2年度（2020年度）から本格実施している家庭系剪定枝の資源化事業を引き続き実施するほか、より市民が排出しやすい環境の整備や、落ち葉の堆肥化など、さらなる資源循環の推進に向けた検討を進めます。

また、事業系剪定枝の資源化や公共事業における資源物の活用など、緑の循環が一層進むよう検討します。

実施・検討すべき取り組み

- 家庭系剪定枝等資源化の推進（落ち葉等の堆肥化等の検討）
- 事業系剪定枝の資源化促進（民間処理施設の利活用）
- 公共事業における資源循環システムの構築（百年の杜推進事業との連携）

施策 2 ごみの適正排出と分別の推進

家庭ごみ・事業ごみともに資源物の混入割合は減少傾向となっているものの、未だ再生可能な紙類等の混入が認められる状況です。リサイクルによる資源循環を一層進めていくため、資源物の分別の推進に向けた周知啓発や適正排出指導等に取り組みます。

また、家庭ごみ集積所への不適正排出に対する指導のほか、産業廃棄物の不法投棄や野外焼却等の防止に対する取り組みを進めます。

【2-1 雑がみ・プラスチック製容器包装等の分別徹底】 **重点**

家庭ごみの約 20% を占めている雑がみ等の再生可能な紙類について、雑がみ回収袋の活用による周知啓発に努め、引き続き分別徹底を推進するほか、従前は資源化が困難とされていたコーティング加工された紙製容器の拠点回収の実施や、集合住宅における効果的な雑がみ回収方法の検討など、紙類のリサイクル推進に向けた取り組みを進めます。

また、プラスチック製容器包装のほか、缶・びん・ペットボトル等の資源物についても分別徹底を推進するとともに、使用済み小型家電、廃食用油、布類等の拠点回収の利用促進など、さらなる資源物のリサイクル推進に向けた取り組みを進めます。

実施・検討すべき取り組み

- 啓発用雑がみ回収袋の作成・配布、雑がみ回収ロゴマークの普及
- コーティング加工された紙製容器の分別促進・回収拠点の周知
- アパート・マンション等における効果的な雑がみ回収方法の検討
- 雑がみ収集専用袋導入の検討
- 民間事業者と連携した回収拠点の提供
- 集団資源回収を活用した分別・リサイクルの推進
- プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル等のさらなる分別推進
- 使用済み小型家電・廃食用油・布類等拠点回収の利用促進

【2-2 事業ごみの適正排出及び分別徹底】

事業ごみの減量を進めるためには、産業廃棄物や紙類等の資源物の混入防止が重要であることから、内容物検査の実施や排出事業者への指導、環境配慮の取り組みの促進など、事業ごみの適正排出と分別の徹底を促します。

実施・検討すべき取り組み

- 清掃工場における事業ごみ搬入車両の内容物検査（展開検査装置活用）の実施
- 内容物検査結果を踏まえた排出事業者への訪問指導の実施
- 排出事業者向け研修会等の開催
- 大規模建築物等への立入調査の実施
- 事業者の環境へ配慮した取り組みの促進（エコにこマイスター・エコにこゴールドマイスター認定制度、グリーン購入など）

【2-3 不適正排出・不法投棄防止対策の徹底】

ごみの適正排出と分別推進の啓発を進めるためには、家庭ごみ集積所等の排出場所における不適正排出や不法投棄防止対策の取り組みを進めることも重要となります。

町内会等の地域団体と連携のうえ、違反シールの貼付による不適正排出指導を実施し、地域における排出実態の把握に努めます。

また、監視カメラや防止看板の設置等の不法投棄防止対策に取り組むなど、地域における排出実態の把握に努めながら指導・啓発の強化を図ります。

実施・検討すべき取り組み

- 家庭ごみ集積所における不適正排出に対する指導（地域団体やクリーン仙台推進員との連携）
- 現職警察官の配置及び産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン）の配置
- 不法投棄の未然防止対策（監視カメラ、防止看板の設置）の実施

基本方針 2 わかりやすい情報発信と人づくり

ごみ減量や3Rの取り組みを推進するためには、正しい知識を持ち、自ら実践に取り組む担い手を育成することが重要となります。

このため、発生抑制を中心とした3Rの取り組みなど、ごみ減量の必要性や分別の方法等に関する情報がより多くの市民・事業者にわかりやすく伝わるよう、適切な情報発信や環境教育の充実に努め、自発的に考え、行動することのできる人づくり・組織づくりを進めます。

また、ごみの散乱のない快適なまちづくりに向けた環境美化や、ごみ集積所の適切な管理やごみ出しが困難な世帯への支援など、地域において課題解決に取り組む団体等への支援や連携の強化を図るとともに、若者等の参加を促進する仕組みづくりに取り組みます。

施策 3 きめ細かな広報・排出ルールの周知徹底

計画改定にあたり令和元年(2019年)11月に実施した市民アンケート調査では、さらなるごみ減量や3Rの推進に向け市が講じるべき施策として、「市民への広報の強化」や「ごみ減量・3Rに関する学校教育の充実」等への要望が多く寄せられました。

また、若い世代ではごみ減量・3Rに関する施策の認知度が低い傾向にあることがわかりました。

こうした結果を踏まえ、本市のキャラクターのうち最も市民認知度の高い、ごみ減量・分別キャラクター「ワケルくん」を活かしながら、小中学生などを対象とした早期からの環境教育の充実や、SNS等を活用した情報発信のほか、多文化共生に配慮した多言語による情報発信を行うなど、きめ細かな広報を展開していきます。

【3-1 情報発信の充実】

「市政だより」や市ホームページのほか、SNSやごみ分別アプリの活用等、様々な手法によるきめ細かな情報発信を行い、ひとりでも多くの市民や事業者にごみ減量・リサイクル推進や排出ルールに関する情報が届く工夫を講じていきます。

特に市民や事業者の行動変容を効果的に促すため、専門家、ボランティア、地域団体や市民活動団体等と連携しながら時機を逸さない情報発信に努めます。

実施・検討すべき取り組み

- 「資源とごみの分け方・出し方」、「ワケルネット」、「ごみ分別アプリ」などによる周知・啓発
- 「市政だより」や市ホームページ、SNSの活用などによる情報発信
- 家庭ごみ集積所や町内会等掲示板への啓発ポスター等掲示による周知・啓発
- リサイクルプラザを活用したリユース情報の発信
- エコフェスタ等の啓発イベントの開催
- 災害時等における迅速で的確な情報発信

【3-2 環境教育の推進】 **重点**

一人ひとりのごみ減量・リサイクル推進の取り組みが、なぜ持続可能な社会づくりのために必要なのかといったことや、プラスチックの資源循環や食品ロスの削減など、我々が直面している廃棄物をめぐる課題について学ぶことができる環境の整備を進めます。

特に、小中学生自らが実践者となるとともに、家族も学べるような啓発ツールや学習の充実を図ります。

また、地域の担い手として活躍が期待される中高年層への啓発に取り組むなど、生涯にわたり学ぶことができる環境づくりに努めます。

実施・検討すべき取り組み

- 年齢や関心等、対象に合致する効果的な啓発の実施
- 地域向け出前講座の実施
- 環境施設見学会の実施（ワケルくんバスの運行）
- 周知啓発用の動画コンテンツや展示物などの更新

【3-3 外国人や若年層への周知・啓発】

本市には留学生をはじめ1万人を超える外国人住民が居住しているほか、毎年4万人を超える市外からの転入者がいるという特色があります。

ごみの分別・排出になじみの薄い外国人住民もいることや、国内でも自治体ごとに分別・排出のルールが異なっていること、学生をはじめとする若年層はごみ減量・3Rに関する施策の認知度が低いことなどを踏まえ、多言語のパンフレットや動画コンテンツなどの活用、大学や専門学校等と連携した周知・啓発により、本市における分別方法やごみ減量・リサイクル推進の取り組みを効果的に伝えます。

実施・検討すべき取り組み

- 大学・専門学校等と連携した排出ルール等の周知・啓発
- 多言語の動画コンテンツやアプリ等を活用した広報の展開
- 進学、留学、単身赴任等による短期居住者への効果的な周知・啓発

【3-4 クリーン仙台推進員・クリーンメイトとの連携】

地域でごみ減量・リサイクルや環境美化の推進に取り組むリーダーであるクリーン仙台推進員とクリーンメイトは、市民協働によりごみの減量とリサイクルの推進を進めてきた本市の貴重な資源です。

クリーン仙台推進員・クリーンメイトとの連携を図り、その活動を支援するほか、ごみ減量・リサイクル推進に関する情報発信を行うなど、それぞれの地域の実情を踏まえ、取り組みが進むよう努めます。

実施・検討すべき取り組み

- 研修会・活動発表会の実施によるクリーン仙台推進員等の活動支援
- 「仙台メビウス通信」、「活動の手引き」等の刊行による情報共有
- 永年勤続表彰（10年以上継続のクリーン仙台推進員対象）

施策 4 社会環境の変化への対応

高齢化等を背景として、日常的なごみの排出に問題を抱える世帯が増加していることが懸念されるほか、地域コミュニティによるごみ集積所の管理が困難になるなど、様々な問題が顕在化しつつあります。

また、本市では単身世帯の割合が増加しており、中食³によるプラスチック製容器包装の排出増が見込まれるほか、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活様式の変化等により、ごみの排出についても様々な影響が及ぶことも考えられます。

こうした地域で生じている課題や、社会状況の変化を把握したうえで、コミュニティの維持や課題解決に向け、支援の実施や制度見直しなど必要な対策に取り組みます。

【4-1 高齢化や生活様式の変化に対応した取り組み】

高齢や障害などによりごみ出しが困難な世帯の負担軽減を図るため、支援活動を行っている地域団体に対して奨励金を交付します。

また、巣ごもり消費や在宅勤務が増えることによる家庭ごみ等の排出量が増加するなど、新型コロナウイルス感染拡大等に伴う生活様式の変化を的確に捉えたうえで必要な啓発を行うなど、社会状況の変化に応じた取り組みを進めます。

実施・検討すべき取り組み

- 地域ごみ出し支援活動促進事業の実施
- 家庭ごみ指定袋の配布によるごみ処理手数料の減免（紙おむつ支給対象者等）
- 生活様式の変化を踏まえたごみ減量・リサイクル推進事業の実施・検討

【4-2 地域と連携した課題解決に向けた効果的な仕組みづくり】

クリーン仙台推進員・クリーンメイトや町内会等の地域団体と連携し、地域の課題や特性を把握したうえでごみ減量・リサイクルを進めるほか、ごみの適正排出やごみ集積所の維持・管理など、個別具体的な課題の解決に向けた活動を支援します。

また、それぞれの地域における様々な活動や先導的な取り組みについては、市民・事業者にも効果的に伝えるよう広報・啓発に努めます。

実施・検討すべき取り組み

- 地域に根ざしたごみ減量・リサイクル推進活動の支援
- 地域で活動する団体との連携・地域内交流の活性化による人材育成
- 地域における様々な活動を、市民・事業者にも効果的に伝えるための仕組みづくり
- 市民・事業者と連携したごみの適正排出指導の実施
- 地域コミュニティを活用した集団資源回収の促進
- 家庭ごみ集積所の設置・維持・管理のあり方の検討

³ 中食（なかしょく）とは、外食と家庭での料理の中間にあり、惣菜や弁当などを買って帰り、家で食べること、あるいはその食品のこと。

施策5 環境美化の推進

これまで本市では、「ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例」に基づくポイ捨て防止や地域清掃等の環境美化について、市民・事業者・市が連携・協力して活動する「仙台まち美化ネットワーク」や、ごみ減量・リサイクルに取り組む地域リーダーであるクリーン仙台推進員やクリーンメイトとの協働により取り組みを進めてきました。

こうした本市の強みを活かし、市民・事業者との連携を深めながら、引き続きポイ捨てや不法投棄をしない人づくり・させない環境づくりを推進します。

【5-1 環境美化の推進】

ごみの散乱は“杜の都仙台”の景観を損ねるだけでなく、自然環境に及ぼす影響も危惧されていることから、清潔で快適なまちづくりを推進することが重要です。

ごみの散乱のない快適なまちを目指し、市民・事業者・市の協働により全市を挙げた環境美化の推進に取り組めます。

実施・検討すべき取り組み

- アレマアクションプランの実践（アレマキャンペーンの展開）
- 仙台まち美化サポート・プログラムの実施
- 公衆衛生に係る環境関係功労者等表彰の実施

【5-2 地域清掃や集積所管理の推進】

毎年全市的な環境美化活動として実施している「アレマキャンペーン」のみならず、日常的に地域で実施しているボランティア清掃や地域清掃など、それぞれの地域における取り組みも重要です。

また、ごみ集積所の排出マナーの悪さはごみの散乱を招き、ポイ捨てや不法投棄の懸念があることから、市民一人ひとりの排出マナーが向上するよう、地域での清潔保持や意識向上につながる啓発を進めていきます。

実施・検討すべき取り組み

- 地域清掃に対する支援（地域清掃ごみ袋の配布、清掃用具の貸与等）
- 家庭ごみ集積所排出実態調査（クリーン仙台推進員との協働）
- 家庭ごみ集積所周辺清掃用ごみ袋・飛散防止ネットの配布
- 「ワケルくんの五つ星☆集積所診断」（表彰制度）の実施

基本方針3 安全安心かつ安定的な処理体制の確保

市民や事業者が日々安心して生活や事業活動を行うためには、ごみを安全で安定的に処理する体制を構築し、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ることが重要です。

老朽化が見込まれる施設については、ごみ量の見込みやごみ質の変化の予測を踏まえたうえで、温室効果ガスの削減効果や経済性等を総合的に勘案し、改良や更新等を検討・実施することにより、適正な処理体制を確保します。

また、これまでの東日本大震災や新型コロナウイルスの感染拡大をはじめとする様々な災害等の経験を踏まえ、外部からの支援が得難い場合においても安定した収集体制や処理施設の稼働を維持するなど、災害に強い体制づくりを進めます。

施策6 ごみの適正処理体制の確立

処理施設については、災害時の廃棄物の迅速な処理や他自治体への処理支援等を考慮しながらあり方を整理し、既存施設の長寿命化を図りつつ、計画的に整備を進めます。

収集運搬については、今後の社会経済状況の変化に対応しつつ、将来にわたり継続性が確保される体制の構築に向け、災害時等のバックアップ体制のあり方も含め検討していきます。

また、家庭ごみ等有料化の効果及び課題等の検証を行うとともに、費用負担の適正化を考慮したごみ処理手数料について検討を行います。

脱炭素社会の実現に向けては、廃棄物エネルギーの利活用や温室効果ガス排出量の定量評価を行うほか、収集運搬の効率化などに取り組みます。

【6-1 処理施設の整備計画】

長期的な施設整備計画を策定し、ごみ処理施設の計画的な整備のほか、改修・維持管理に努めます。

既存施設の整備にあたっては、性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、基幹的設備の改良の際には、省エネルギーや高エネルギー回収設備の導入を検討します。

実施・検討すべき取り組み

- 処理施設の強靱化を考慮した将来的な整備計画の策定
- 松森工場の基幹的設備改良工事の検討
- 粗大ごみ処理施設・資源化センターの基幹改良等による維持・管理
- 石積埋立処分場の維持・管理（第2期整備第2区画拡張工事の計画）
- 老朽化した堆肥化センターのあり方の検討

【6-2 効率的な収集運搬体制の構築】

人口減少、少子高齢化や感染症の流行など、社会経済の構造や市民・事業者のニーズの変化を踏まえ、将来にわたって安定的な収集運搬の継続について、あり方を検討していきます。

また、生活ごみについては、ごみ量の予測や処理施設の整備状況に応じた収集方法や運搬ルートの効率化を図ります。

実施・検討すべき取り組み

- 将来のごみ収集体制のあり方についての検討
- 生活ごみの効率的な収集方法や運搬ルートの検証
- 災害時等のバックアップ体制の検討

【6-3 ごみ処理手数料のあり方に関する検討】

家庭ごみ等有料化導入から12年以上経過していることを踏まえ、これまでの取り組みの効果について評価・検証を行うとともに、さらなるごみ減量・リサイクル推進と受益者負担の適正化の観点から、ごみ処理手数料のあり方について検討を進めます。

実施・検討すべき取り組み

- 家庭ごみ等有料化の検証
- 受益者負担の適正化の検討
- 指定袋のサイズの見直しの検討
- 資源化促進に向けた市民・事業者にとってインセンティブが働く仕組みづくりの検討

【6-4 脱炭素社会に向けた取り組み】

収集運搬、処理施設及び最終処分における温室効果ガス排出量の削減に努めるとともに、廃棄物処理に伴い発生する温室効果ガス排出量の算出と評価を行います。

また、焼却施設における余熱利用など、廃棄物エネルギーの活用を推進するとともに、廃棄物バイオマスのリサイクル体制の構築に向け検討を進めます。

実施・検討すべき取り組み

- ごみ収集運搬車両の低公害化の推進
- 焼却施設における余熱利用・電力利用の推進（余剰電力の売却など）
- 焼却施設へのEV供給設備導入の検討
- バイオガス化施設等導入可能性の調査・検討

施策7 災害や感染症蔓延など様々な危機に対するしなやかな強さの確保

地震や台風・大雨等の災害時において、大量に発生する災害廃棄物を迅速に処理するため「仙台市災害廃棄物処理計画」に基づき具体的手順を定めるマニュアルの整備や関係団体との連携強化を図る等、災害発生への備えを進めます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行の経験を踏まえ、広域支援が得難い状況においても非常事態に対応できる処理体制の確立に向け取り組みを進めます。

【7-1 仙台市災害廃棄物処理計画に基づいた処理体制の整備】

地震や台風・大雨等の自然災害の発生により生じる膨大な災害廃棄物処理について、可能な限り市域内で処理することを前提とし、別途定める「仙台市災害廃棄物処理計画」の実効性を高めるため、マニュアルを整備するとともに、廃棄物処理業者や建設業者等との協定の締結や災害発生時に備えた対策の検討を進める等、災害に備えた体制の整備に取り組みます。

実施・検討すべき取り組み

- 災害廃棄物処理マニュアルの整備
- 関係団体との災害協力に関する協定の締結と災害発生時に備えた対策の検討
- 災害廃棄物処理における人材育成（図上訓練等の実施）

【7-2 広域的な災害廃棄物処理体制の構築】

災害発生時には職員の被災市町村への派遣や、可能な範囲で市域外の災害廃棄物の受け入れを行う等、東北の中核都市として他市町村への支援や広域処理にも取り組みます。

また、災害時に発生する膨大な災害廃棄物の広域処理が可能な処理量や処理能力を考慮したうえで、施設の更新や改修等の検討を進めます。

さらに、清掃工場ではごみ処理に伴い発生する焼却熱により発電が可能であることから、こうしたエネルギーを活用した防災拠点化についても検討を行います。

実施・検討すべき取り組み

- 東日本大震災の経験・教訓を活かした被災市町村への支援
- 防災拠点としての施設利用（清掃工場等）
- 災害廃棄物処理の広域処理体制の検討

【7-3 感染症の蔓延時における自立的な処理体制の構築】

感染症の蔓延時は、地域間の移動制限により他自治体支援が得難いことや、収集作業員やごみ処理施設の従事者の感染により事業停止等の可能性もあることから、事業者間でバックアップするなど安定的な処理体制を構築します。

実施・検討すべき取り組み

- 収集運搬に関わる事業者における感染防止対策の徹底及び事業継続計画の策定
- 事業者間のバックアップ体制の構築
- 処理施設内における感染防止対策及び事業継続計画の策定

附属資料

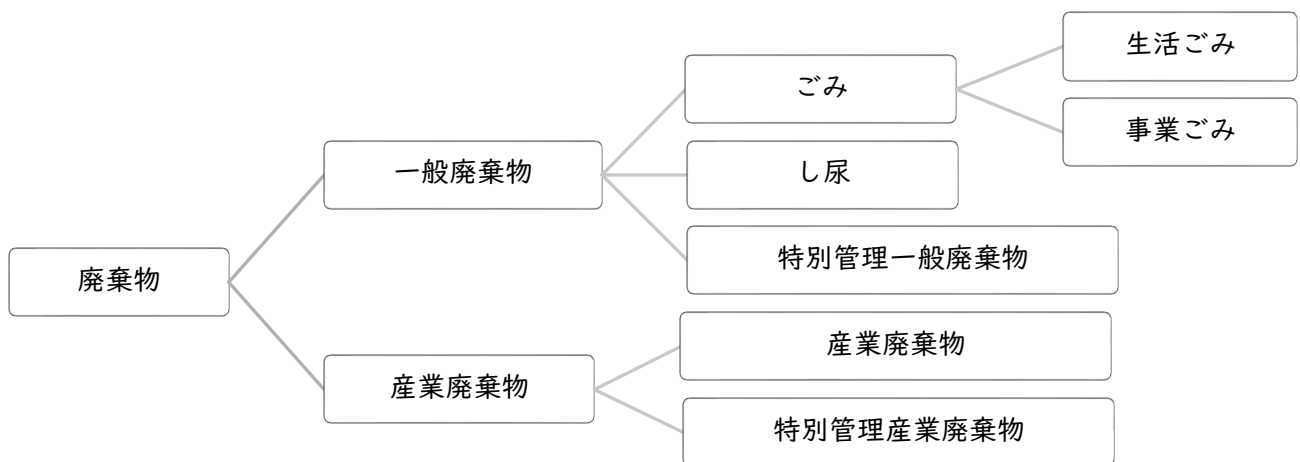
- ごみ処理体制
- ごみ処理関連施設一覧
- ごみ処理の流れ

○ ごみ処理体制

Ⅰ 廃棄物の区分

「廃棄物」とは、廃棄物処理法第2条に定めるもので、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。

産業廃棄物以外はすべて一般廃棄物で、「ごみ」と「し尿」に分類され、本市では、「ごみ」について、家庭の日常生活に伴って生じたすべての廃棄物を「生活ごみ」、事業活動に伴い発生する産業廃棄物以外の廃棄物を「事業ごみ」と分類しています。



2 生活ごみの収集体制

(1) 定日収集生活ごみ

定日に収集する生活ごみのことで、ごみ集積所から収集する「ステーション収集」が4区分、事前申込による「戸別収集」が2区分となっています。

分別区分	収集主体	収集頻度	排出方法		排出場所
家庭ごみ	委託	週2回	指定袋	有料	ステーション収集
プラスチック製容器包装	委託	週1回	指定袋		
缶・びん・ペットボトル、 廃乾電池類	委託	週1回	回収容器	無料	
紙類	委託	月2回	種類別に結束		
粗大ごみ	委託	概ね2週に1回	事前申込制	有料	戸別収集
剪定枝（事業ごみを除く）	委託	概ね2週に1回	事前申込制	無料	

(2) 資源物の拠点回収と集団資源回収

家庭から排出される資源物については、子供会や町内会等が実施する集団資源回収や、区役所等における拠点回収等による分別徹底を推進しています。

【拠点回収】

対象資源物	回収品目	回収場所
紙類	新聞、段ボール、雑誌、紙パック、雑がみ	区役所・市民センター等
布類	古布、古着	区役所・市民センター等
廃食用油	植物油のみ	みやぎ生協（一部店舗）
小型家電	携帯電話、デジタルカメラ、ACアダプタ等	区役所・スーパー等

なお、集団資源回収による回収品目は、古紙類（新聞、段ボール、雑誌、紙パック、雑がみ）、布類（古布、古着）、アルミ缶、リターナブルびんを対象としています。

3 事業ごみの収集体制

市の施設で処理する事業ごみは、排出事業者が一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託、又は自己搬入により適正に処理しなければなりません。

分別区分		収集主体	収集方法
可燃ごみ		許可業者 自己搬入	許可業者（担当地域及び排出事業者限定） が定める指定袋又は従量制等による収集、 又は自己搬入
不燃ごみ			
資源物	缶・びん・ペットボトル		
	生ごみ等 ⁴		
粗大ごみ			

民間のリサイクル施設の利用等、リサイクル可能な資源物の分別及びリサイクルを推進します。

分別区分	対象品目	収集主体	搬入先
古紙類	新聞、段ボール、雑誌・カタログ等、 雑がみ、OA紙、シュレッダー紙	許可業者 自己搬入	事業系紙類回収庫 ⁵ 古紙問屋
木くず	廃木材、伐採木、剪定枝、木製家具等		許可業者の施設
食品廃棄物	食品廃棄物		許可業者の施設

⁴ 市立学校給食残渣、公共街路樹等剪定枝

⁵ 青葉環境事業所、宮城野環境事業所、若林環境事業所、泉環境事業所にて無料で受け入れ

4 排出禁止物

以下の廃棄物について、排出及び本市処理施設への搬入を禁止しています。

区 分	品 目 の 例 示
毒性を有するもの	ボタン型乾電池、劇物、毒物、農薬、溶剤、塗料、廃油等
危険性を有するもの	ガスボンベ、消火器、バッテリー、火薬等
引火性を有するもの	ガソリン、灯油、溶剤、廃油、塗料等
火気のあるもの	燃え殻等で火気が残っているもの等
著しい悪臭を発するもの	腐敗した動物性残渣、有機性汚泥等
多量の汚水を排出するもの	汚泥等 ⁶
その他処理業務を困難にし、又は処理施設の機能を損なうおそれがあるもの	ピアノ、排気量 50 cc を超えるオートバイ、タイヤ、大型金庫等
他の法律でリサイクルが義務付けられているもの ⁷	家電リサイクル法に定める特定家庭用機器廃棄物、自動車リサイクル法に定める自動車、重量が 1 kg を超えるパーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。以下同じ。）

5 ごみ処理手数料

(1) 家庭ごみ及びプラスチック製容器包装

平成 20 年（2008 年）10 月からごみの発生抑制と資源物の分別徹底を目的に、有料指定袋による受益者負担制度を導入しています。

区分	サイズ	容量	手数料の額	販売価格 ⁸
家庭ごみ	大	45 リットル	40 円/枚	400 円
	中	30 リットル	27 円/枚	270 円
	小	20 リットル	18 円/枚	180 円
	特小	10 リットル	9 円/枚	90 円
プラスチック製容器包装	大	45 リットル	25 円/枚	250 円
	中	30 リットル	16 円/枚	160 円
	小	15 リットル	8 円/枚	80 円

⁶ 汚泥等については、南蒲生環境センターに搬入しようとする浄化槽汚泥を除く

⁷ 家電リサイクル法に定める特定家庭用機器廃棄物及び重量が 1 kg を超えるパーソナルコンピュータについては、破損、汚損等により再商品化できないものを除く

⁸ 10 枚 1 組で販売（消費税込み）

(2) 粗大ごみ

平成 13 年（2001 年）4 月から有料による戸別収集を行っています。排出にあたっては、粗大ごみ受付センター（コールセンター）への事前申し込みが必要です。

区分	手数料の額	手数料納付券	主な品目
粗大ごみ	400 円	400 円券	ガステーブル、自転車、テレビ台 ⁹ など
	800 円	400 円券×2 枚	調理台、ソファ ¹⁰ 、電子レンジなど
	1,200 円	400 円券×3 枚	机 ¹¹ 、流し台、ベッド ¹² 、浴槽など
	1,600 円	400 円券×4 枚	電子ピアノ、卓球台など
	3,000 円	3000 円券	スプリングマットレス（台込み）

(3) 臨時ごみ

引っ越しや大掃除等で、一度に多量のごみを処理する場合は、有料による戸別収集を行っています。排出にあたっては、環境事業所又は許可業者への事前申し込みが必要です。

区分	手数料の額
収集手数料	1 回につき 1,000 円
粗大ごみ品目別料金	「(2) 粗大ごみ」と同じ
その他のごみの料金	10 kg 毎に 260 円

(4) 自己搬入

清掃工場等に自ら持ち込んで処理する場合は、重量制により有料で受け入れています。現行の手数料額は、平成 30 年（2018 年）4 月から施行されています。

区分	持ち込み先	手数料の額
家庭ごみ 粗大ごみ 事業ごみ（可燃、粗大ごみ）	今泉工場・葛岡工場・松森工場（ただし、松森工場は、粗大ごみの持ち込み不可。）	100 kg まで 1,500 円 100 kg 超 10 kg 毎に 150 円
ブロック・れんが・ガラスなど 事業ごみ（不燃）	石積埋立処分場	
缶・びん・ペットボトル 事業ごみ（缶・びん等）	葛岡資源化センター 松森資源化センター	100 kg 毎に 300 円

⁹ 高さ、幅及び奥行の合計が 1.5m 未満の場合。1.5m 以上は 800 円（400 円券×2 枚）

¹⁰ 1 人掛けの場合。2 人掛け以上は 1,200 円（400 円券×3 枚）

¹¹ 両袖机以外の場合。両袖机は 1,600 円（400 円券×4 枚）

¹² シングルの場合。ダブル・二段・介護用は 1,600 円（400 円券×4 枚）。いずれもスプリングマットレスは除く

○ ごみ処理関連施設一覧

本市が設置するごみ処理関連施設は次のとおりです。

(1) 焼却施設

施設名称 (竣工年月)	所在地	処理能力
今泉工場 (昭和 60 年 12 月)	若林区今泉字上新田 103	600 トン/24 h 全連続燃焼式ストーカ・ロータリーキルン炉(200 トン/24 h × 3 炉)
葛岡工場 (平成 7 年 8 月)	青葉区郷六字葛岡 57-1	600 トン/24 h 全連続燃焼式ストーカ炉(300 トン/24 h × 2 炉)
松森工場 (平成 17 年 8 月)	泉区松森字城前 135	600 トン/24 h 全連続燃焼式ストーカ炉(200 トン/24 h × 3 炉)

※3工場とも自家発電設備を有し、場内に給電しているため、全炉が停止しない限り、外部給電が途絶えても稼働の継続が可能

(2) 犬猫等死体焼却施設

施設名称 (竣工年月)	所在地	処理能力
ペット斎場 (平成 4 年 3 月)	泉区松森字阿比古 7-1 松森資源化センター敷地内	265 kg/h (175 kg/h × 1 炉、60 kg/h × 1 炉、30 kg/h × 1 炉)

(3) 粗大ごみ処理施設

施設名称 (竣工年月)	所在地	処理能力
今泉粗大ごみ処理施設 (昭和 61 年 7 月)	若林区今泉字上新田 103 今泉工場敷地内	120 トン/5 h セン断式(45 トン/5 h × 2 基)、回転式(30 トン/5 h × 1 基)
葛岡粗大ごみ処理施設 (平成 7 年 8 月)	青葉区郷六字葛岡 57-1 葛岡工場敷地内	140 トン/5 h セン断式(35 トン/5 h × 2 基)、回転式(70 トン/5 h × 1 基)

※焼却施設から電気供給を受けており、焼却施設が稼働していれば、外部給電が途絶えても稼働の継続が可能

(4) 資源化施設

施設名称 (竣工年月)	所在地	処理能力
葛岡資源化センター (平成7年8月)	青葉区郷六字葛岡 57-1 葛岡工場敷地内	70 トン/5 h 手選別・機械選別 (35 トン/5 h × 2 系列)
松森資源化センター (平成4年8月)	泉区松森字阿比古 7-1	70 トン/5 h 手選別・機械選別 (35 トン/5 h × 2 系列)

(5) 高速堆肥化施設

施設名称 (竣工年月)	所在地	処理能力
堆肥化センター (平成14年3月)	富谷市石積堀田 26 石積埋立処分場敷地内	25 トン/24 h 横型平面式機械攪拌通気 発酵方式 (パドル式)

(6) 最終処分場

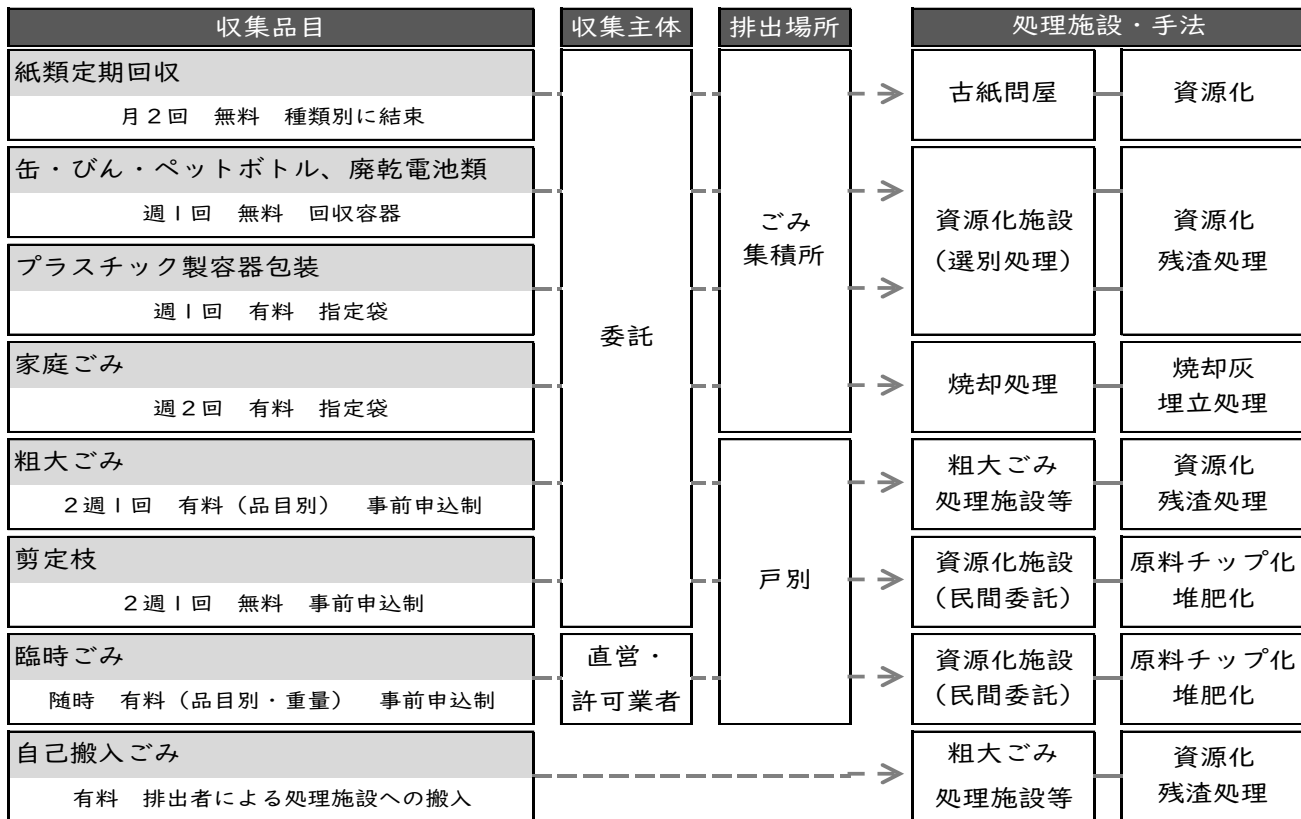
施設名称 (埋立期間)	所在地 (敷地面積)	埋立面積	埋立容積
石積埋立処分場 (昭和61年4月～)	富谷市石積堀田 26 (794,706 m ²)	348,400 m ²	6,412,000 m ³

(7) リサイクル推進啓発施設

施設名称 (開設年月)	所在地	施設内容
葛岡リサイクルプラザ (平成7年8月)	青葉区郷六字葛岡 57-1 葛岡工場敷地内	展示学習室、リサイクル工房等
今泉リサイクルプラザ (平成13年4月)	若林区今泉字上新田 103 今泉工場敷地内	展示室、リサイクル工房等

○ ごみ処理の流れ

【生活ごみの処理の流れ】



【事業ごみの処理の流れ】

